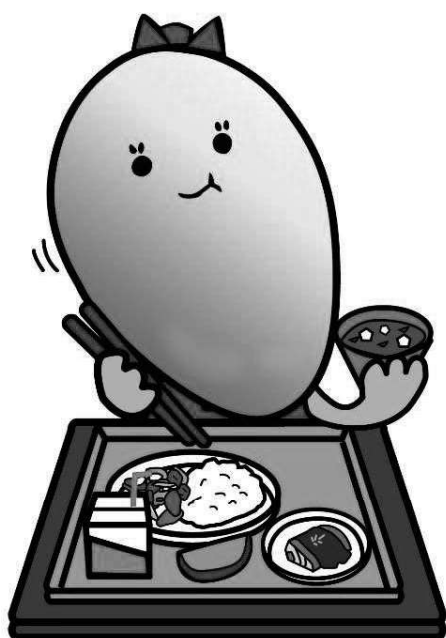


令和5年度 豊見城市

認定こども園・保育園等 利用申込みのご案内

2号・3号
認定用



アゴマゴちゃん

◆ ◆ ◆ ◆ 4月入所の利用申込みについて ◆ ◆ ◆ ◆

○受付期間：令和4年11月7日(月)～令和4年11月18日(金) ※土・日曜日を除く

《二次募集》令和5年1月23日(月)～令和5年1月27日(金)

※上記受付期間に申し込みされた方について、改めての申込みは不要です。

○受付時間：午前8:30～午前12:00 / 午後1:00～午後5:15

○受付場所：豊見城市役所 2階 保育こども園課

※受付期間終了後はいかなる場合でも受付できませんのでご注意ください。

注意事項

- (1) 保育所等の利用を希望する保護者の方は、必ず本冊子の内容をご確認の上、お申込みください。
- (2) 令和4年度の利用申込みをされている方も、令和5年度の利用を希望する場合は再度申込みが必要です。
- (3) 教育施設(1号)への申込みの場合、希望する施設(公立を除く)により申込先や申込方法・期間が異なります。直接希望する施設にご確認ください。
- (4) 上田こども園1号認定への申込みの場合は、別途「幼稚園・認定こども園(1号認定子ども)利用案内」をご用意しておりますので、そちらをご確認ください。
- (5) 令和5年1月23日(月)～令和5年1月27日(金)までの間、二次募集の受付を行います。
 - ・令和4年11月7日～令和4年11月18日に申し込まれた方について、改めての申込みは不要です。
 - ・令和5年1月2日以降に産まれたお子さまについては4月入所の対象となりませんので、令和5年3月1日以降に入所申込を行ってください(令和5年5月1日入所希望以降が対象)。
- (6) 申込みの前には、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、可能であれば希望する教育・保育施設等を訪れ、施設の様子や教育・保育内容(開所日、年間行事、特別保育、預かり(延長)保育等)の詳しい情報をご確認ください。
- (7) 本冊子に記載されている内容については、令和4年8月現在で作成していますので、令和5年4月の状況と異なる場合や変更がある場合もあります。
- (8) 令和5年度より、下記のとおり変更となります。
 - ①就労を確認する資料が就労証明書となり、雇用されている方及び自営業の方も同一の様式となります。
 - ②利用調整基準表の一部が変更(令和5年4月入所の利用調整から適用)となります。それに伴い必要書類も変更となります。詳細についてはP5、P6をご確認ください。
 - ③令和4年(または令和5年)1月1日時点で市外に住所がある方の課税情報の確認については個人番号(マイナンバー)にて確認します。詳細についてはP6、P17をご確認ください。

よい保育施設の選び方10か条

- ① まずは情報収集を
- ② 事前に見学を
- ③ 見た目だけでは決めない
- ④ 保育室の中まで入って
- ⑤ 子どもたちの様子を見て
- ⑥ 保育する人の様子を見て
- ⑦ 施設の様子を見て
- ⑧ 保育方針を聞いて
- ⑨ 預けはじめてからもチェックを
- ⑩ 不満や疑問は率直に

(厚生労働省HPより)



目次

01. 保育の必要性の認定について	P. 1
02. 利用申込みスケジュール	P. 3
03. 申込み手続きについて	P. 5
04. 広域入所利用の方・豊見城市へ転入予定の方	P. 9
05. 特別な支援を必要とする児童の申込みについて	P. 10
06. 利用調整について	P. 11
07. 申込み後～入所中の手続き等について	P. 15
08. 保育料・給食費	P. 17
09. 認証保育・一時預かり保育事業・病児保育	P. 20
豊見城市子育て支援施設 MAP	P. 21
10. 教育・保育施設等一覧	P. 23
11. よくある質問 Q & A	P. 29
12. 各種様式	P. 31

*** クラス年齢確認表 ***

年齢は、
令和5年4月1日現在の
満年齢で数えるよ☆



生年月日	令和5年度 クラス
令和4(2022)年4月2日～	0歳児
令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日	1歳児
令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日	2歳児
平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日	3歳児
平成30(2018)年4月2日～平成31(2019)年4月1日	4歳児
平成29(2017)年4月2日～平成30(2018)年4月1日	5歳児
平成28(2016)年4月2日～平成29(2017)年4月1日	小学1年生

01

保育の必要性の認定について

【1】認定について

認定こども園・保育所等を利用する場合には、お住まいの市町村から「認定」を受ける必要があります。子どもの年齢や保護者の状況に応じて、利用できる施設や利用時間が異なります。

認定区分	年齢	保育の必要性	保育必要量	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	・認定こども園（教育） ・幼稚園
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間	・認定こども園（保育） ・認可保育所
3号認定	満3歳未満	あり	保育短時間	・認定こども園（保育） ・認可保育所 ・地域型保育事業所

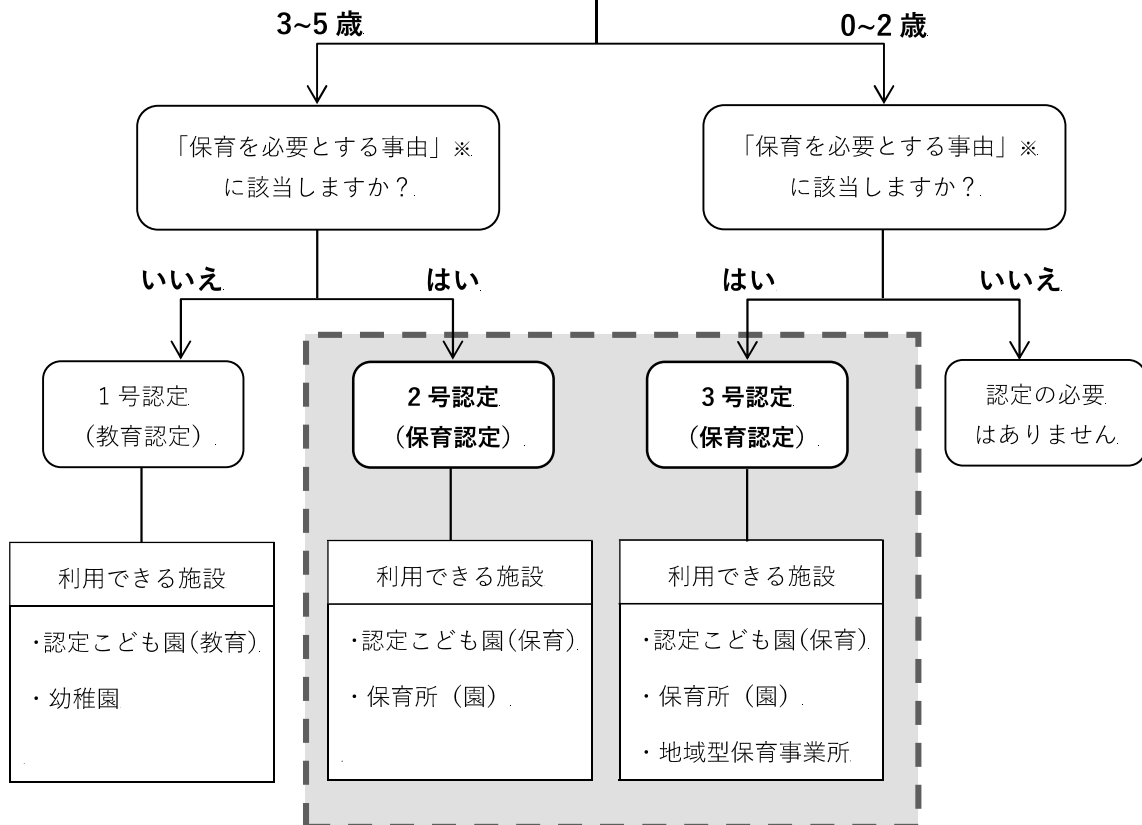
あなたの認定区分は？

利用できる施設は？



令和5年4月1日時点での
お子さんの年齢は？

※「保育を必要とする事由」についてはP2【2】を参照。



(注) 本冊子は [] 内の施設利用(2号及び3号認定)についてのご案内となります。1号認定の施設利用については、「注意事項」の(3)及び(4)をご確認ください。

・各施設情報はP23~P27施設情報一覧表をご確認ください。

【2】 保育を必要とする事由について

左表「認定区分」の2・3号認定を受けるには、保護者(父母ともに)は、下記いずれかの「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

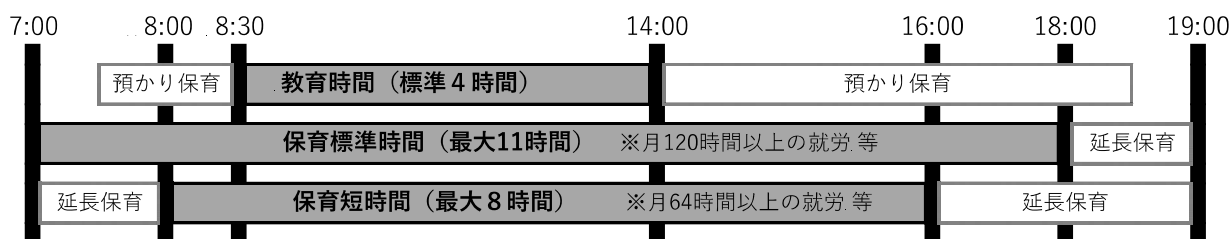
保育を必要とする事由	具体的な状況	保育時間	利用可能期間
就 労	就労している場合（月 64 時間以上就労していること）	標準時間 短時間	就労期間中
妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後間もない場合	標準時間	出産予定月の2ヵ月前から、 生後3ヵ月に達する月の末日
保護者の 疾病・障がい	保護者が病気や負傷、障がいがある場合	標準時間	療養期間中
親族の 介護・看護	疾病・障がいのある親族を常時介護・看護している場合	標準時間	介護・看護期間中
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあっている場合	標準時間	復旧期間中
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合、 または起業準備を行っている場合	短時間	原則 3 ヶ月間/年度 ※年度をまたぐ場合でも、連続した 3 ヶ月以上の求職は認められません。
就 学	大学・専門学校・職業訓練校等に在学している場合（月 64 時間以上就学していること） ※自動車教習所、習い事等は該当しません	標準時間 短時間	就学期間中
社会的養護	虐待や DV のおそれがある場合	標準時間	市長が認める期間中
育児休業等 (在園児のみ)	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合 ※育児休業制度に該当しない育児のための休暇も含む	短時間	育児対象児童が 2 歳になる月末まで

※育児休業等は、2歳未満の子を家庭保育するため、きょうだい児の保育を必要とするをいいます。既に施設利用している在園児を対象とした事由のため、新規申込での適用はできません。

【3】 保育の必要量について

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じて「保育必要量」を認定します。認定に応じて、保育施設の利用可能な保育時間が異なります。

◆保育時間の例



- 保護者のいずれかが保育短時間に該当する場合は、保育短時間での認定となります。
 （例）父が月 120 時間以上勤務により標準時間認定だが、母が月 120 時間未満勤務で短時間認定の場合、世帯としては短時間での認定となります。
- 開所時間や延長保育等は各施設により異なります。施設一覧表 P23～P26 をご参照ください。
- 保育短時間に該当する方で、シフトや通勤時間等の関係で保育標準時間が必要な方はこちらにご相談ください。勤務状況等を確認後、保育標準時間に変更できる場合があります（原則、月 10 日以上延長保育が発生する場合）。

02

利用申込みスケジュール

【1】令和5(2023)年4月入所

(1)申込期間 《 令和4年11月7日(月)～令和4年11月18日(金) 》

申込受付締切日までに、申込書類を保育こども園課に提出してください。書類に不備がある場合や、受付締切後は受付できませんのでご注意ください。

(2)書類審査・実態調査

勤務等の状況について、電話や訪問等により申込書類の内容確認を行います。
※内容に虚偽がある場合は、その申込みは無効となります。

(3)利用調整(1次) ※先着順や抽選ではありません

クラス年齢ごとに利用調整を行います。受入人数を超える申込があった場合は、「豊見城市保育所等利用調整基準(P12～P14)」に基づき、保育を必要とする程度(指数)の高いものから順に決定していきます。

▼ 内定した場合

(4)内定通知(1次) 《 1月下旬 》

内定した方には「施設利用内定通知書」及び「健康診断書(様式)」を送付します。

※健康診断書については、指定期日までに保育こども園課まで提出をお願いします。

▽ 内定しなかった場合

①保留通知 《 1月下旬 》

保留の方には「入所保留通知書」を送付します。

2次募集《申込期間》

令和5年1月23日(月)
～令和5年1月27日(金)

②利用調整(2次)

利用調整(1次)の内定辞退や、在園児の退所等による空きについて、2次募集の申請者を含め利用調整(2次)を行います。

※利用調整(1次)で内定しなかった場合は、自動的に利用調整(2次)の対象となります。

(5)面談 《 1月下旬～ 》

内定施設にてお子様と一緒に面談を受けてください。

③内定通知・保留通知(2次)

内定者へは「施設利用内定通知書」等を送付します。2次募集申込者で保留の方には「入所保留通知書」を送付します。(1次募集申込者で引き続き保留の方へは入所保留通知書の送付は行いません。)

内定した場合

▽ 内定しなかった場合

(6)入所(保育料)決定 《 3月上旬 》

面談の結果を踏まえ、集団保育に支障ない事を確認し入所決定となります。決定した児童の保護者に対して「施設利用契約決定通知書」を送付します。

④入所保留

入所待ちになる方は、5月入所以降、希望施設に空きが出来次第、利用調整を行います。

※保留となった場合でも、同一年度内において申請は有効です。

※内定を辞退した場合は次回の利用調整から点数が1点減点となります。

【2】令和5(2023)年5月～令和6(2024)年1月入所

(1) 申込・希望施設変更の受付

下表の申込受付締切日までに、申込書類を保育こども園課へ提出してください。希望施設を変更したい場合は、期限までに「希望施設変更届」を提出してください。

(2) 書類審査・実態調査

勤務等の状況について、電話や訪問等により申込書類の内容確認を行います。
※内容に虚偽がある場合、その申込みは無効となります。

(3) 利用調整 ※先着順や抽選ではありません

退所等により空きがある場合、「豊見城市保育所等利用調整基準(P12～P14)」に基づき、保育を必要とする程度(指数)の高いものから順に決定していきます。

▼ 内定した場合

▽ 内定しなかった場合

(4) 内定 《入所月の前月15日頃》

内定した方に、保育こども園課から保護者へ電話で連絡します。

① 入所保留

保留の方には「入所保留通知書」を送付します。

※提出した申込書は年度内有効となります。

入所待ちになる方は、引き続き希望施設に空きが出来次第、利用調整を行います。ただし、引き続き入所保留となった場合でも入所保留通知書の送付は行いません。

※申込み後、希望施設や世帯状況の変更がある場合は、P15をご確認ください。

(5) 面談

内定施設にてお子様と一緒に面談を受けてください。

内定した場合

(6) 入所(保育料)決定 《入所月の前月下旬頃》

面談の結果を踏まえ、集団保育に支障ない事を確認し入所決定となります。決定した児童の保護者に対して「施設利用契約決定通知書」を送付します。

◆年度途中における利用申込み日程表

入所希望月	新規申込み・希望施設変更届	
	受付開始日	受付締切日
令和5(2023)年 5月 1日 入所	令和5年3月1日(水) 以降	令和5(2023)年 3月 31日 (金)
6月 1日 入所		4月 25日 (火)
7月 1日 入所		5月 25日 (木)
8月 1日 入所		6月 26日 (月)
9月 1日 入所		7月 25日 (火)
10月 1日 入所		8月 25日 (金)
11月 1日 入所		9月 25日 (月)
12月 1日 入所		10月 25日 (水)
令和6(2024)年 1月 1日 入所		11月 27日 (月)

※2月及び3月入所の募集はありません。

※入所日は原則、毎月1日となります。ただし、1日が日曜・祝日の場合は登園できません。

【1】 申込みに必要な書類

- 各種証明書類は3ヵ月以内に発行されたものに限りませす。
- 指定様式(太字)は、保育こども園課窓口もしくは豊見城市ホームページから入手できます。就労証明書は本冊子の後半に綴られておりますので、ご活用ください。
- きょうだい児を同時に申し込む場合(2)、(3)の資料の提出は1部で構いません。申込時期が別々になる場合は各々での提出が必要になります。

◇ 共通書類(全員)

(1) 申込書類

No.	必要書類	備考	必要部数
1.	教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書	記入例を必ずご確認ください。	申込児童につき 1.部
2.	重要事項確認書	全ての項目をご確認の上、提出してください	
3.	必要書類チェックシート	必要書類が全て揃っているかご確認ください。	

(2) 「保育を必要とする事由」を証明する書類

No.	状況		必要書類	必要部数
1.	就労	雇用されている方(会社員、公務員、派遣等)	就労証明書 ※育児休業からの復帰を希望する場合は、復職日の記載が必要	1.部
		自営業(協力者含む)	就労証明書 + ①～③のいずれかひとつ。 ①仕事内容が分かる資料(開業届、営業許可書等) ②直近3ヵ月分の売上が分かる資料(給与明細、通帳の写し等) ③最新の確定申告書の写し等 ※詳しくはP8参照	
2.	妊娠・出産	親子健康手帳の分娩予定日記載ページの写し		
3.	保護者の障がい	下記の①②いずれかひとつ。 ①身体・精神障害者手帳の写し ②療育手帳の写し		
4.	保護者の疾病	診断書 (保護者・同居者用)		
5.	親族の介護・看護	介護・看護申立書 + ①～④のいずれかひとつ。 ① 診断書 (介護・看護用) ②療育手帳の写し ③身体・精神障害者手帳の写し ※等級次第では、診断書が必要 ④介護保険被保険者証の写し ※要支援又は要介護認定に限る		
6.	災害復旧	罹災証明書等の被災を確認できる資料		
7.	求職活動	求職活動申立書		
8.	就学	下記の①②すべて。 ①在学証明書または入学許可証等 ②授業日数及び時間が確認できるカリキュラム等		
9.	19歳以上65歳未満の同居人(祖父母、きょうだい等)がいる方		同居人の状況(No.1～8)を確認できる書類	

※保護者(父母)及び19歳以上65歳未満(R5.4.1時点)の同居人(祖父母等)全員分の書類提出が必要となります。

同居人の保育を必要とする証明書類は、添付がなくても申込受付はできますが、申込児童を保育することができる同居人がいるとみなし、P13の調整指数の2(7)を適用します。

◇追加書類（該当する方のみ）

（3）世帯状況に応じて必要となる書類

No.	状況	必要書類	必要部数
1.	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書	1. 部
2.	ひとり親世帯	下記の①～③のいずれかひとつ。 ①児童扶養手当受給者証書の写し。 ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し。 ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本の写し及び 母子(父子)で生活していることの申立書	
3.	ひとり親に準ずる世帯	離婚調停、裁判関係の証明となる書類 ※提出が無い場合、相手方の「保育の必要な証明」の提出が必要です。	
4.	在宅障がい者（児）のいる世帯	下記の①～③いずれかひとつ。 ①身体、精神障害者手帳の写し。 ②療育手帳の写し。 ③特別児童扶養手当証書の写し	
5.	世帯全員が市外在住で転入予定の方	下記の①②すべて。 ①現住所の住民票謄本 ※世帯全員の名前・続柄入りのもの。 ② 転入に係る誓約書	
6.	保護者の一方が市外在住の場合	市外在住者の住民票謄本	
7.	令和4年（または令和5年）1月1日時点で豊見城市に住所が無い方	申込書に個人番号（マイナンバー）を記入。 ※個人番号（マイナンバー）の記入が困難な場合、令和4年度（または令和5年度）市町村民税所得課税証明書（全項目が記載されたもの）を提出	
8.	申込児童を認可外保育園等に入所させている方。 ※育児休業、求職、就労（採用予定）は除く。	認可外保育園等の 受託証明書 や保育料領収書等（任意）。 ※申込児童名と利用施設名の記載があるもの	
9.	保育士等として就労している方。 ※新規申込に限る。	保育士等子ども優先入所のための誓約書	

【2】申込み前にご確認ください

（1）申込み時の注意点

- 本冊子「利用申込みのご案内」及びその他関係書類には全て目を通し、ご理解の上お申込みください。
- 書類不備の場合は受付ができませんので、提出前に必ず提出書類を確認してください。
- 必要書類は漏れなく記入しご提出ください。期限内に提出されない場合は利用調整に反映されません。
- 申込内容が事実と異なる場合は、認定や施設利用の内定・決定を取り消します。
- 入所が内定しても、面接・健康診断等の結果により、集団保育に適さないと判断されたときは入所できない場合があります。
- 令和4年度の市町村民税の申告が未申告の方は、申込み前に必ず税申告を済ませてください。令和5年4月入所申込み以降からの利用調整において不利となる場合があります。
※収入がなかった方(配偶者の扶養に入っている方など)についても、「所得なし」の申告をする必要があります。
- 令和4年(または令和5年)1月1日時点で市外に住所がある方は、申込書に父母の個人番号（マイナンバー）を記入して提出して下さい。個人番号（マイナンバー）の記入が困難な場合は、令和4年度（または令和5年度）市町村民税所得課税証明書（市町村民税所得割、均等割、税額控除の内訳が確認できるもの）を提出してください。

(2) 兄弟姉妹での同時申込みについて

兄弟姉妹が同時に申込みする場合(新規申込みが対象)は、「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」の「同時に2人以上申込みの場合」の欄のいずれかを必ず選択してください。 ※複数選択不可

名称	名称内容	優先	優先内容
同時・同園	同時に同じ園に入れる場合のみ利用希望する。	—	—
同時・別園	同時であれば、別々の園でも利用希望する。	同園優先	上位希望園で別々の園になるよりも、下位希望園で同じ園になるほうを優先する。
		希望順位優先	下位希望園で同じ園になるよりも、別々の園でも構わないので希望順位が高い園を優先する。
別時	ひとりでも入園できれば利用希望する。	—	—

※「同時・同園」、「同時・別園」を選択した場合は、ひとりの児童に内定が出せる状況でも、**もう一方の兄弟姉妹が保留となる場合は、内定が出せる児童についても内定が出せなくなります**ので、ご注意ください。

※兄弟姉妹の1人でも保育施設等を利用したときは、育休復帰・求職活動開始が必要となります。申込をしている児童全員が保育施設等を利用しなければ、育休復帰・求職活動開始ができない場合は「同時」を選択してください。

《利用調整例》 同時・別園で申し込んだ場合

児童①

第1希望 Aこども園 (○)
 第2希望 B保育園 (○)
 第3希望 C保育園 (×)

児童②

第1希望 B保育園 (○)
 第2希望 C保育園 (×)
 第3希望 D保育園 (×)

※○：入所案内可

×：保留

●**同園優先** の場合 ⇒ 同じ園になることが優先のため、B保育園に内定

●**希望順位優先** の場合 ⇒ 希望順位を優先するため、児童①はAこども園、児童②はB保育園に内定

(3) 就労証明書を提出される方

○ 雇用されている方の就労証明書は、証明者が事実に基づき記入するものであり保護者が記入(修正)することは不正な証明にあたります。保護者自身で記入したことが発覚した場合、その証明は無効となり受付ができなくなる場合があります。

○ 就労証明書の内容が利用申込み時点の状況と入所日時点の状況とで異なる場合は、入所内定(決定)を取り消すことがあります。

〔例〕 就労(フルタイム)で申込みし、入所内定したが、入所前に既に退職している場合

→ 入所日までに申込内容と同等の就労(フルタイム)をしてもらう必要があります。

○ 雇用(予定)期間等が「有期」となっており契約の更新予定がなく、入所希望月前に雇用期間が満了となる場合は、求職活動中とみなして指数を付与し、利用調整します。

〔例〕 4月入所希望 ⇒ 雇用(予定)期間 「有期」 令和5年3月31日 まで

→ 4月入所の利用調整は「求職活動」となります。

就労実績について

- ・妊娠による体調不良、子の看護等で直近3ヵ月の就労実績が少ない場合はその期間を除き、就労実績を記載していただくよう勤務先に依頼してください。その際体調不良等の期間について、「備考欄」に理由、期間等を具体的に記載してください。

〔例〕 出産休暇が令和4年10月20日から開始の場合、就労実績の月は7・8・9月の記載になるが、8・9月は切迫早産で会社を休んでいた。
→ 5・6・7月の就労実績を記入。かつ、傷病休暇取得期間・理由を就労証明書の「備考欄」に記載。〕

(4) 自営業の方の自営の状況が分かる資料について

自営業の方は「就労証明書」に下表の①②③のいずれかを添えて提出してください。本人の仕事内容・実績を証する書類の提出ができない方は、就労証明書（備考欄）に民生委員の署名及び証明日の記入が必要です。

① 仕事内容が分かる資料	税務署に提出する個人事業の開業・廃業等の届出書、営業許可書、事業所や店舗の賃貸契約書、業務委託契約書の写し、等
② 直近3ヵ月分の売上が分かる資料	給与明細・報酬が振り込まれた通帳の写し、取引相手からの商品等販売代金の請求書・領収書、等
③ 最新の個人の確定申告書(第1表および第2表)の写し、または源泉徴収票の写し	

※上記書類の提出または就労証明書の備考欄に民生委員の署名及び証明日の記入が無い場合は、P12の(1)基本指数の就労にて就労時間に関わらず基本指数10となります。

(5) 育児休業取得中(取得予定)の方へ

育児休業を取得している場合は、入所した際、提出した就労証明書に記載している勤務条件で復職することが入所の条件です。

提出された就労証明書に記載されている勤務条件を前提として利用調整を行っているため、以下の場合は施設利用の内定・決定を取り消しますのでご注意ください。

- ① 育児休業中または育児休業終了後に復職せず退職(転職を含む)した場合

〔例〕 申込時：A社で8時間勤務
⇒ 入所後：A社で復職をせず退職し、入所月からB社で6時間勤務となった〕

- ② 復職したが、申込時より勤務日数、勤務時間を減らした場合（提出した就労証明書と勤務時間が異なる場合）
- ③ 復職期限内(入所月の翌月20日まで)の復職が確認できない場合

※勤務先の時間短縮勤務制度を利用する予定または利用中の方で、通常勤務時間(契約時間)を変えずに勤務時間を短縮する場合(短縮後の勤務について、勤務日数が減らないかつ1日5時間を下回らないことが条件)には、通常勤務時間として取り扱います。(利用調整も同様です。)

なお、休業前と復帰後で勤務時間を変更する予定の方は、就労証明書の備考欄に必ず復帰後の勤務日数、勤務時間を記入してください。

お住いの市町村で認定を受けた児童が、他市町村の保育施設等へ入所することを「広域入所」といいます。申込み時点での住所地や豊見城市への転入予定の有無によって申込方法が異なりますので、ご確認のうえお手続きください。

※公私連携認定こども園、私立認定こども園の教育認定(1号)を希望する場合は、直接施設にお問い合わせください。

【1】広域入所の方

(1) 豊見城市民の方が市外の保育施設等を申込み場合

申込みできる条件や申込締切日、必要書類等が市町村により異なります。事前に希望する保育施設等がある市町村へ受け入れ状況や申込期間などについてご確認ください。豊見城市を通して入所申込みをする必要がありますので、希望先市町村の申込期限に間に合うよう早めにお申込みください。

- 《 申 込 窓 口 》 豊見城市 保育こども園課
※市町村によっては直接申込み場合がありますので、事前に希望先の市町村に確認してください。
- 《 申 込 締 切 日 》 希望先の市町村に確認してください。
※豊見城市が申込窓口の場合は、希望先の市町村の申込締切日の1週間前までに豊見城市保育こども園課に書類を提出してください。
- 《 必 要 書 類 》 希望先の市町村に確認してください。

※転出した場合、豊見城市が受付した申込みは取り下げとなります。転出先で改めて手続きが必要になりますので必ず希望先の市町村に確認してください。

(2) 豊見城市外にお住まいの方が豊見城市内の保育施設等を申込み場合

お住まいの市町村を通して豊見城市へ入所申込みをしてください。市外申込みについては、P13の調整指数の2(8)または(9)を適用したうえで、市内申込みと同時に利用調整を行います。

- 《 申 込 窓 口 》 お住まいの市町村の担当窓口
- 《 申 込 締 切 日 》 入所希望月の前々月25日まで (P4参照)
※住民登録がある市町村経由での申込みとなるため、申込締切日までに書類が到着するようお住まいの市町村を通して申込みください。
- 《 必 要 書 類 》 お住まいの市町村の必要書類一式

※申込みをする児童が、住民登録がある市町村で保育所等を利用中の場合、申込みを制限される場合があるため、事前にお住まいの市町村にご確認ください。

【2】豊見城市へ転入予定の方

転入予定で申込みをする場合、入所希望月の前月末までに転入手続きが完了することを条件に、市内申込みと同等に取り扱います。

- 《 申 込 窓 口 》 豊見城市 保育こども園課
※来課が困難な場合は、上記【1】(2)の手続き方法でお申し込みください。
- 《 申 込 締 切 日 》 入所希望月の前々月25日まで (P4参照)
- 《 必 要 書 類 》 豊見城市の必要書類一式 (P5・6参照)

※入所希望月の前月末までに転入の確認ができない場合、施設利用の内定・決定が取り消しとなります。

05

特別な支援を必要とする児童の申込みについて

豊見城市の認定こども園・保育園等では、集団生活の中でお子さんの発達状況や個性をふまえながら、成長を支援できるように配慮した環境で障がい児保育を行っています。

対象児童	保育を必要とする児童で、心身に障がいを持ち（特別児童扶養手当、身障手帳、療育手帳の対象児など）かつ、「豊見城市障害児保育審査会(以下「審査会」という。）」にて集団保育が可能と判断された場合に対象となります。
審査会	心身に障がいを持っている、または障がい児保育を希望する場合は、先に審査会を受ける必要があります。 審査会は年2～3回の開催となりますので、開催時期によっては、 <u>利用調整をお待ちいただく場合があります。</u>
4月入所	令和5年4月の施設利用を希望する場合、 <u>令和4年11月・12月開催予定の審査会を受ける必要があります。</u> ※2次募集で申し込んだ場合、令和5年2月開催予定の審査会での対応となります。
提出書類	①「医師の診断書」または 「(身障手帳/療育手帳/特別児童扶養手当受給者証)のいずれかの写し」 ②「個別資料(様式1-2)」 ③「SM 社会生活能力検査(対象:令和5年4月時点で4歳以上の児童)」 ④「発達検査/知能検査結果報告書(1年以内)」 ※③④については、市担当者より詳細を確認いたします。

※②個別資料(様式1-2)は、保育こども園課窓口にて取得可能です。

◇申込み～利用調整までの流れ

(1)利用申込み

・・・締切日までに提出書類を全てそろえ、保育こども園課にお申込みください。



(2)面談

・・・市の心理士と日程調整の上、事前面談を行います。普段、お子さんを保育している保護者とお子さん、一緒にお越しください。



(3)審査会

・・・保健センター等で1時間程度、実施します。保護者とお子さんで参加していただき、お子さんの遊ぶ様子や他児との関わりを観察します。また、家庭でのお子さんの様子などについて保護者に確認します。審査については、提出いただいた資料や観察時の様子等から総合的に検討が行われます。審査結果は、後日郵送にて保護者へ通知します。



(4)利用調整

・・・審査会の結果及び希望する保育所等の体制や空き状況を踏まえ、豊見城市の利用調整基準に基づき、保育を必要とする程度(指数)の高いものから順に利用調整を行います。※お子さんを安全・安心な環境でお預かりできる体制が整うまで、利用調整において、保育の必要性が高いとみなされても入所保留となることがあります。



※※利用調整以降の流れについては、P3をご参照ください※※

【1】利用調整方法について

受付期間中に提出された書類等をもとに、保育を必要とする状況に応じた指数をつけ、申込児童ごとの合計指数で保育を必要とする度合いを判断します。その合計指数が高いものから順次、利用調整を行います。

指数の付け方

- ①保護者ごとに保育を必要とする事由に応じた「基本指数」をつけます。
- ②条件に該当する場合、「調整指数(加算または減算)」をつけます。
- ③「基本指数」と「調整指数」を合算し、合計指数を算出します。

$$\text{合計指数} = \text{基本指数(保護者 1)} + \text{基本指数(保護者 2)} + \text{調整指数}$$

※保護者1人につき、保育を必要とする事由が複数ある場合は、より高い基本指数を適用します。

※申込時の状況が入所時も継続していることを前提とします。

※締切日までに提出された書類をもとに、指数をつけます。

- 入所の決定は、申込みの順番や抽選で決定するものではありません。
- 希望施設の数または施設の希望順位により、利用調整の有利・不利はありません。
- 在園児は原則入所を継続するものとします。ただし、施設や年齢によっては同じ施設を継続利用できない場合もあります。
- 地域型保育施設の卒園児が連携施設への入所を希望する場合、連携施設在園児の継続利用調整を経てなお園児の受け入れが可能であるときに限り、希望する連携施設へ優先的に入所することができるものとします。ただし、連携施設への入所希望者数が当該連携施設の受け入れ可能人数を超える場合は、その中で利用調整により内定者を決定します。
- 各施設の受け入れ人数は、保育所等の面積、保育士数、保育状況等により決まります。施設毎の受け入れ人数に応じて、合計指数の高いものから順に利用調整を行いますが、施設や年齢によっては、新規受入を行わない場合もあります。

4月入所の利用調整

- ・ 4月入所は利用調整(1次)と利用調整(2次)があります。利用調整(2次)では、利用調整(1次)で保留となった児童と2次募集の受付期間に申込みがあった児童を合わせて再度利用調整を行います。

※利用調整(1次)で内定となった児童の再度利用調整はありません。ただし、内定を辞退している児童についてはP13の調整指数の5(1)を適用したうえで、利用調整(2次)に組み込みます。

※利用調整(1次)で保留となった児童と2次募集の受付期間に申込みがあった児童との間で、指数の有利・不利はありません。

【2】利用調整基準について

(1) 基本指数

No.	保育を必要とする事由		基本指数		
			父	母	
1.	就 労	月 160 時間以上働いている者.		20	
		月 140 時間以上 160 時間未満働いている者.		18	
		月 120 時間以上 140 時間未満働いている者.		16	
		月 100 時間以上 120 時間未満働いている者.		14	
		月 80 時間以上 100 時間未満働いている者.		12	
		月 64 時間以上 80 時間未満働いている者.		10	
		月 64 時間未満働いている者. ※就労時間と併せて月 64 時間以上の場合にのみ適用		10	
		自営業の中心者又は協力者で本人の仕事内容及び実績を証する書類の提出がない者. ※就労証明書（備考欄）に民生委員の確認署名がある場合を除く.		10	
		採用予定	-1		
2.	妊娠・出産	出産予定日を含む月の2か月前の初日から生後3か月に達する月の末日まで		20	
3.	保護者の 疾病・障がい.	疾病	1 か月以上の長期入院又は常時安静を要する（臥床状態等）.	20	
			おおむね 6 か月以上の長期的治療を要する.	日常生活の制限あり.	18
				日常生活の制限なし.	16
			おおむね 3～6 か月間の治療を要する.	日常生活の制限あり.	14
		日常生活の制限なし.		12	
		軽症であるが、定期的通院を要する ※日常生活の制限がない場合を除く.		10	
障がい.	身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A 1・A 2.	20			
	身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 2 級、療育手帳 B 1.	15			
	上記以外の手帳	10			
4.	親族の 介護・看護	1 か月以上の長期入院期間中、家族による常時の介護・看護を要する.		18	
		常時介護・看護を要する者の介護又は施設通所付添い等（身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A 1・A 2、要介護 3～5 程度）.		16	
		一部介護・看護を要する者の介護又は施設通所付添い等（身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 2 級、療育手帳 B 1、要介護 1・2 程度）.		12	
		上記の他、介護・看護のため児童の保育に支障がある場合.		10	
5.	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている者.		20	
6.	求職活動	求職活動をしている者.		9	
7.	就 学	大学、専門学校、職業訓練校等に月 160 時間以上就学している者.		20	
		大学、専門学校、職業訓練校等に月 140 時間以上 160 時間未満就学している者.		18	
		大学、専門学校、職業訓練校等に月 120 時間以上 140 時間未満就学している者.		16	
		大学、専門学校、職業訓練校等に月 100 時間以上 120 時間未満就学している者.		14	
		大学、専門学校、職業訓練校等に月 80 時間以上 100 時間未満就学している者.		12	
		大学、専門学校、職業訓練校等に月 64 時間以上 80 時間未満就学している者、又は上記学校が通信制の場合.		10	
8.	社会的 養 護	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合.		100	
		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められる場合.		100	
9.	不存在	死亡・離婚・未婚・行方不明 等.		20	

※No.1～9のうち複数の区分に該当する場合は、最も高い区分の基本指数を適用します。

※No.1 就労の場合、休憩時間 60 分までは就労時間に含むが、通勤時間は含みません。

※No.1 就労・No.7 就学の場合、シフト制などで1月の労働(就学)時間・日数が異なる場合は、平均値の該当する区分の基本指数を適用します。

※復職予定での申込みの場合、事由は「就労」となります。

(2) 調整指数

区分	No.	内 容		指数	適用条件
1	(1)	委託	地域型保育施設の卒園児で、引き続き他の特定教育・保育施設を利用希望するもの ※豊見城市が支給認定した児童に限る。	4	連携施設以外の施設を希望する場合のみ適用
			認可外保育施設 等	3	申込締切日現在、在園が確認できる資料の提出があった場合 ※育児休業、求職、就労(採用予定)は除く。
	(2)	保護者	自宅	0	
			自宅外(勤務先 等)	2	就労証明書の備考欄に記載
	(3)	保護者以外	祖父母等の親族	0	
		親族以外のもの	1	保護者の「戸籍謄本」及び保育者の「戸籍謄本・住民票謄本」の追加資料が必要です。	
2	(1)	生活保護世帯		7	
	(2)	ひとり親世帯		5	
	(3)	ひとり親に準ずる世帯(離婚調停中 等)		4	離婚協議中の場合は適用外
		上記(2)・(3)のうち、65歳未満の同居人(祖父母等の親族)がいる世帯		-3	
	(4)	単身赴任世帯 ※本島外に限る。		1	単身赴任している者の住民票謄本が必要
	(5)	看護する在宅障がい者(児)のいる世帯 ※申込児童及び保護者を除く。		2	
	(6)	複数の児童を同時に新規で申し込む場合	3人以上	5	先に入所した児童がいる場合、翌月の利用調整より当該児童はカウントしません。
			2人	2	
	(7)	保育を行うことができる同居人(19歳以上65歳未満)がいる世帯		-3	
	(8)	市外に在住し、かつ市内に在勤又は在学等している世帯(管外受託)		-8	入所月の前月末に豊見城市へ転入している場合を除く。
(9)	市外に在住し、かつ市外に在勤又は在学等している世帯(管外受託)		-10		
(10)	保育料等の未納があり、納付相談がない又は分納計画を履行しない者 ※今年度分の未納に関しては、3か月以上未納の場合		-15		
3	(1)	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所で保育士・保育教諭・幼稚園教諭として就労している場合	市内施設	10	「誓約書」の提出が必要 ※入所後に採用予定または復職する保護者が対象 ※転園の場合は適用なし
			市外施設	5	
			上記以外の市内の認可外保育施設で保育士・保育教諭・幼稚園教諭として就労している場合	3	
	(2)	保護者に障がい者がいる場合	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A1・A2の該当者	4	
			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1の該当者	2	
			上記以外の手帳該当者	1	
(3)	育児休業(休暇)から復職する場合	2歳児クラスへの入所申込み	3	就労証明書の「育児休業の取得期間」で確認します。	
		1歳児クラスへの入所申込み	2		
4	児童状況	(1) 対象となる児童が障がい児又は障害児保育審査会にて障がい児として保育可能と認められた場合		6	
		(2) きょうだい児が既に入所している施設を希望する場合		4	第一希望としている場合のみ適用し、入所希望月にきょうだい児が在園(内定)していることが条件
5	その他状況	(1) 入所内定(決定)を辞退した場合		-1	辞退後は当該年度末まで適用
		(2) 申請書類等に虚偽があった場合		-20	
		(3) 児童福祉法の観点から特に配慮が必要と市長が認める場合		1~50	

※調整指数は申込児童ごとに適用します。

※調整指数1(1)、(3)の要件を適用する場合、申込児童の保育状況が対象となり、その児童に係る育児休業から復職していることが必要です。

※調整指数3(3)における「育児休業(休暇)」とは、雇用元の変更や事業の廃止をせず、利用調整時と同等以上の労働条件で復帰する場合に限る。

(3) 基本指数と調整指数の合計が同一の場合の優先順位

- 合計指数が同一の場合は、下表1～12の順で比較して優先順位を決定します。
- 同一時の優先順位を決定するもので、合計指数は変更されません。

順位	項目
1.	豊見城市在住の児童 ※転入予定者を含む
2.	基本指数の高い世帯
3.	父又は母が保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育施設、認可外保育園において、保育士、保育教諭、幼稚園教諭として勤務（採用予定含む）している世帯
4.	生活保護世帯
5.	ひとり親世帯
6.	在宅障がい児(者)のいる世帯
7.	未就学児が多い世帯
8.	養育している小学生以下の子どもの数が多い世帯
9.	職場復帰者のいる世帯
10.	妊娠出産対応者のいる世帯
11.	保護者の市町村民税の合算額が低い世帯
12.	その他家庭の状況

※No.3は父母どちらかが保育施設等に在籍していれば足り、育児休業等の休職中であっても該当します。

※No.5はひとり親に準ずる世帯も含む。

申込み後や、施設利用開始後に就労状況や家庭の状況など、申込みしたときと状況が変わった場合は、必ず変更手続きが必要です。所定の手続きを行わず、保育を必要とする事由に該当しないことが判明した場合には、入所内定(決定)を取り消し、利用開始後であっても退所となることがあります。

指定様式(太字)は、保育こども園課窓口もしくは豊見城市ホームページから入手できます。

【1】申込み後

申込み後、以下のように状況が変わった場合は、速やかに必要書類を提出してください。

変更事項	必要書類
退職した	以下の①②の書類を提出してください。 ①前職の離職日が分かる書類(退職証明書、離職票、雇用保険被保険者資格喪失届の写し、等) ②保育を必要とする事由に該当する書類(求職活動申立書、等)
転職した	以下の①②の書類を提出してください。 ①前職の離職日が分かる書類(退職証明書、離職票、雇用保険被保険者資格喪失届の写し、等) ②新しい勤務先で就労を開始したら(就労証明書、等)
勤務日数・時間が変わった	就労証明書
就労内定、求職活動で申込み後に、就労を開始した	就労証明書
育児休業を取得していた勤務先に復職をした	復職証明書 ※復職日以降に勤務先から証明を受けてください。
認可外保育園等の利用を開始した	認可外保育園等を利用していることが分かる書類(受託証明書、保育料領収書、等)
希望保育施設を変更したい	変更を希望する月の締切日までに「希望施設変更届」の提出、または電話にてご連絡ください。
その他家庭の状況が変わった	結婚・離婚をした、その他家庭状況が変わった時は保育こども園課までご連絡ください。

【2】入所直後

以下の「申込時の状況」に該当する方は、就労状況を確認する必要がありますので、事実発生日以降に作成した必要書類を速やかに提出してください。

申込時の状況	必要書類	備考
育児休業中	復職証明書	復職日以降に勤務先から証明を受け、復職日の属する月末までに提出してください。 ※復職日と復職内容を確認します。入所月の翌月20日までに育児休業を取得していた勤務先に、休業前と同じ勤務条件で復職することが必要です。(P8も併せて確認ください)
就労内定	就労証明書	就労開始日以降に勤務先から証明を受け、入所月中までに提出してください。 ※事前に就労予定で就労証明書を提出した場合、就労開始日から保育必要量に変更となる場合があります。その際は、就労開始日以降に再度就労証明書の提出が必要となります。
求職活動	就労証明書	入所月から3ヵ月が利用可能期間になります。求職活動を行い、期間内に就労(月64時間以上)を開始し、書類を提出してください。原則、認定期間の延長はありません。 例) 4月入所の場合は6月末までが利用可能期間になります。7月以降も引き続き利用を希望する場合は、6月末までに就労を開始していることがわかる書類を提出する必要があります。 ※3ヵ月の利用可能期間経過後は退園となり、再度「求職活動」での認定申請はできません。

【3】入所中

家庭状況等に変更があった場合などは必ず届け出てください。

家庭状況 等	必要書類
退職した	以下の①②の書類を提出してください。 ①前職の離職日が分かる書類（ 退職証明書 、離職票、雇用保険被保険者資格喪失届の写し、等） ②保育を必要とする事由に該当する書類（ 求職活動申立書 、等）
転職した	以下の①②の書類を提出してください。 ①前職の離職日が分かる書類（ 退職証明書 、離職票、雇用保険被保険者資格喪失届の写し、等） ②新しい勤務先で就労を開始したら（ 就労証明書 、等）
勤務日数・時間が変わった	就労証明書
妊娠した	親子健康手帳の分娩予定日記載ページの写し
育休を取得する	下記の①②いずれかひとつ ① 就労証明書 （育児休業期間が記載されたもの） ② 育児休業等申立書
育休終了し復職した	育休を取得していた勤務先からの「 復職証明書 」を提出してください。
結婚した	以下の①②の書類を提出してください。 ①婚姻日が記載された戸籍謄本の写し ②結婚相手の保育要件が確認できる書類（ 就労証明書 、 求職活動申立書 、等）
離婚した	以下の①②③のいずれかひとつを提出してください。 ①児童扶養手当受給者証書の写し ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本の写し及び 母子(父子)で生活していることの申立書
1ヵ月以上休園したい ※1	休園届
保育施設を退所したい ※2	退所届
世帯で市外へ転出する ※3	
その他家庭状況が変わった	保育こども園課までご連絡ください。

- ※1 保育施設は、3ヵ月以上休園することはできません。休園期間中であっても月々の保育料は通常通り徴収します。
また、休園期間中に数日だけ登園した場合でも休園期間はリセットされません。
- ※2 退所希望月の前月15日までの提出が必要です。
- ※3 市外へ転出した場合は退所となります。
ただし、転出日の属する月末までは利用することができます(月初日に転出する場合を除く)。



変更のあった日から 14日以内に提出してください。

【1】保育料等について

（1）算定方法について

保育料（2歳児クラス以下）及び副食費（3歳児クラス以上）の徴収有無は、保護者（父母）の市町村民税額の合算額に基づき算定します。また、父母の収入で生計が成り立っていない（生活保護の基準を下回る）場合でかつ祖父母等と同居している場合には、祖父母等も含めた市町村民税額に基づき算定します。

保育料算定のイメージ（毎年9月が保育料切り替えの時期となります）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度（令和3年中の収入） の市民税額に基づく保育料等					令和5年度（令和4年中の収入） の市民税額に基づく保育料等						

（2）適用年齢について

児童の年齢判定は、各年度の4月1日における年齢で判定し、当該年度はその年齢を適用します。

（3）税額控除等について

市町村民税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等)は適用されません。

重要事項

❖課税情報が確認できない方について

課税情報が確認できない方は、保育料を算定することができないため最高額で決定されます。

【市内在住の方】

令和3年中(または令和4年中)の収入について未申告の方は、市税務課等での申告が必要となります。また、収入がなかった方や扶養に入っていた方も、所得なしの申告をする必要があります。

【転入者・市外在住の方】

令和4年(または令和5年)1月1日時点で市外に住所がある方は、申込書に個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。個人番号(マイナンバー)の記入が困難な場合は、令和4年度(または令和5年度)市町村民税所得課税証明書(市町村民税所得割、均等割、税額控除の内訳が確認できるもの)を提出してください。

（4）保育料の軽減について

ひとり親世帯や在宅障がい者のいる世帯、生活保護世帯などに該当する世帯は保育料が安くなる場合があります。該当する世帯は、必要書類(P6)を添えて申し込みをしてください。

（5）保育料の変更について

結婚や離婚など世帯状況に変更があった場合や、市町村民税の修正申告を行った場合などは、保育料が変更となる場合がありますので、保育こども園課までご連絡ください。

【2】 保育料・給食費の納付について

(1) 保育料

施設	納付先	納付方法・納付期限
公立認定こども園、公立保育所、私立保育園	豊見城市	当月分を毎月 25 日に 口座振替または、納付書により納付 ※土日祝の場合は翌営業日
公私連携認定こども園、私立認定こども園、 地域型保育施設（小規模保育園・事業所内保育園）	各施設	各施設による

(2) 給食費

施設	納付先	納付方法・納付期限
公立認定こども園、公立保育所	豊見城市	当月分を毎月 25 日に 口座振替または、納付書により納付 ※土日祝の場合は翌営業日
公私連携認定こども園、私立認定こども園、 私立保育園、私立幼稚園	各施設	各施設による

口座振替について

- ・納付先が豊見城市で、口座振替を希望する場合 Web での申し込みとなりますので、市 HP の下記バナーまたは下記 QR コードより申し込みをお願いします。なお口座振替を行わない場合は、**納付書**でのお支払い(スマホ決済アプリ及びコンビニ等でのお支払い)となります。

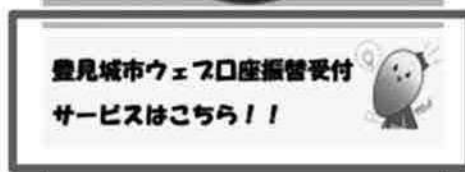
※沖縄県農業協同組合(JA)は Web での申し込みはできませんので、希望する場合は保育こども園課までご連絡お願いいたします。

※毎月上旬に納付書が届く場合は、口座登録がまだ完了してないということですので、納付書にてお支払いいただきますようお願いいたします。

【対象金融施設】

琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・コザ信金・沖縄県労金・ゆうちょ銀行・沖縄県農協(Web 対応不可)

※コザ信用金庫は 2・3 号保育料及び給食費のみ対象、沖縄県労働金庫は 1 号給食費のみ対象



↑こちら(市 HP バナー)をクリック!



Web 口座振替受付サービス

↑QR コード

保育料等の納付が遅れたときについて

- ・保育料等を毎月の納付期限内にお支払いができなかった場合は、督促手数料 100 円が発生し、納付書でのお支払いとなります。保育料等を滞納すると次年度の保育所等への入所に関して継続できない可能性があります。
 - ・保育料等の滞納に関して、職員が必要に応じて職場や家庭等に電話及び直接訪問し、状況を確認することがあります。また、法律の規定に基づく滞納処分として、給与・預金・不動産等の財産調査を行い、財産の差押え等を行うことがあります。
- なお、納付相談を受け付けておりますので、保育こども園課までお早めにご連絡ください。

【3】令和5年度階層区分別保育料等

※令和5年4月1日現在の年齢で決定します。

○多子軽減の年齢制限なしとなる対象ライン

—— 一般世帯 } ラインより上の方は、年齢にかかわらず、兄弟姉妹をカウントします。
 ひとり親世帯等 } ラインより下の方は、未就学で対象施設に在園している兄弟姉妹をカウントします。

※ 上記、兄弟姉妹カウントに基づき第3子以降とみなされた場合保育料は、各階層ともに無料（0円）となります。

※ 対象施設とは、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育所、幼稚園、特別支援学校幼稚部です。

※ 私立幼稚園及び特別支援学校幼稚部に入所している児童については、在園証明書の提出が必要となります。

※ 「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯の他、「在宅障がい者のいる世帯」を示します。

※ () 内の料金は、短時間保育の料金となります。

階層 区分	定義		保育料		給食費			国基準 保育料 (0~2歳児 クラス)												
			0~2歳児クラス		3歳児クラス以上															
			第1子	第2子	第1子	第2子	第3子													
1	生活保護世帯		0	0	※主食及び副食の金額は各施設で異なります。			0												
2	市町村民税非課税世帯																			
3-1	市町村民税 均等割課税世帯	ひとり親世帯等	7,000 (6,850)	0	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 主食費 のみ </div>			19,500												
		一般世帯	14,000 (13,700)	7,000 (6,850)																
3-2	1円以上 16,200円未満	ひとり親世帯等	7,650 (7,500)	0				<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 主食費 のみ </div>			19,500									
		一般世帯	15,300 (15,000)	7,650 (7,500)																
3-3	16,200円以上 32,400円未満	ひとり親世帯等	8,150 (8,000)	0							<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 主食費 のみ </div>			19,500						
		一般世帯	16,300 (16,000)	8,150 (8,000)																
3-4	32,400円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	8,650 (8,500)	0										<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 主食費 のみ </div>			19,500			
		一般世帯	17,300 (17,000)	8,650 (8,500)																
4-1-1	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	9,000	0													<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 主食費 のみ </div>			30,000
		一般世帯	22,900 (22,500)	11,450 (11,250)																
4-1-2	57,700円以上 64,700円未満	ひとり親世帯等	9,000	0	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 【ひとり親世帯等】 主食費のみ 【一般世帯】 主食費+副食費 </div>															30,000
		一般世帯	22,900 (22,500)	11,450 (11,250)																
4-2-1	64,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	0	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 主食費 + 副食費 </div>			30,000												
		一般世帯	27,200 (26,700)	13,600 (13,350)																
4-2-2	77,101円以上 80,800円未満	27,200 (26,700)	13,600 (13,350)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 主食費 + 副食費 </div>				30,000												
4-3	80,800円以上 97,000円未満	29,200 (28,700)	14,600 (14,350)					30,000												
5-1	97,000円以上 121,000円未満	36,000 (35,300)	18,000 (17,650)					<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 主食費 + 副食費 </div>			44,500									
		39,000 (38,300)	19,500 (19,150)																	
5-2	121,000円以上 145,000円未満	40,000 (39,300)	20,000 (19,650)								<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 主食費 + 副食費 </div>			44,500						
5-3	145,000円以上 169,000円未満	43,000 (42,200)	21,500 (21,100)												61,000					
6-1	169,000円以上 213,000円未満	43,500 (42,700)	21,750 (21,350)											<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 主食費 + 副食費 </div>			61,000			
6-2	213,000円以上 257,000円未満	44,000 (43,200)	22,000 (21,600)															61,000		
6-3	257,000円以上 301,000円未満	46,500 (45,700)	23,250 (22,850)				<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 主食費 + 副食費 </div>										80,000			
7	301,000円以上 397,000円未満	52,500 (51,600)	26,250 (25,800)															104,000		
8	397,000円以上			<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 主食費 + 副食費 </div>																

【1】認証保育について

認証保育園とは、保育水準の向上及び児童の処遇改善を目的として、豊見城市の設置基準（施設の広さ、人員配置など）を満たし、市長の認証を受けている認可外保育施設です。

[認証保育園]

実施施設名	しばみつ保育園（所在地：豊見城市字我那覇 199 番地／電話番号：850-1178）
保育時間	7:30～18:30（月～金）
対象児童	市内認可保育施設の利用申込み後、入所保留（＝待機児童）となっている児童で、かつ認証保育の利用を希望する児童
対象年齢	1・2 歳児(※)
利用料金	保護者の所得に応じて、豊見城市保育料徴収基準額表（P19）により決定した額
利用方法	市内認可保育施設の利用申込み時に「4.認証保育利用」にチェックしてください。希望者を対象に、保育を必要とする度合いの高いものから順次、利用調整を行います。

※認可外保育園としての対象年齢は 1 歳児～4 歳児。

【2】一時預かり保育事業について

ご家庭で保育（在宅）されているお子様を対象に、保護者の就労やご家庭の緊急事情で一時的に保育が必要となった場合にお子様をお預かりします。

実施施設名	座安保育所（所在地：豊見城市字座安 239-5 電話番号：850-4382）
保育時間	9：00～17：00（月～金）
対象年齢	6 カ月～就学前（市内在住の方）
利用料金	< 3 歳未満児 > 4 時間以内：1,150 円 4 時間超 8 時間以内：2,000 円 < 3 歳以上児 > 4 時間以内：1,000 円 4 時間超 8 時間以内：1,700 円
利用方法 （申込み）	座安保育所（13 時～16 時）に直接お問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

【3】病児保育について

市内の保育所（園）等に通っている子ども（主に 0 歳から小学校低学年まで）が病気又は病気回復期にあるため集団生活が困難な場合に看護師・保育士により一時的に保育します。

実施施設名	所在地	電話番号
松岡病児保育センター	豊見城市字高嶺 395-56	(代表) 850-7977 (直通) 856-1685
ぐしこどもクリニック 病児保育室“ぴーなっつ”	豊見城市宜保 2-6-4 金宏産業第一ビル 1F	098-850-3102
かみや母と子のクリニック “くじらキッズ”	糸満市字阿波根 1552-2	098-995-3511

※料金等、詳しくは直接お電話でお問い合わせください。



10 教育・保育施設等一覧

※各施設の情報は、令和4年8月現在の内容です。令和5年4月の状況と変更がある場合があります。

※下記一覧は概要を掲載しておりますので、詳細は各園へお問い合わせください。



保育所・保育園

○公立

No.	施設名	認定	定員							0歳受入	開所日/時間	延長保育		
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計			時間	利用料	
													月単位	時単位
1.	座安保育所 座安 239-5 ☎850-4382	2・3号	6	12	12	19	21	15	85	6ヵ月	(月～土) 標準 07:30～18:30 短 08:30～16:30	～19:00 (月～金のみ)	1,500円/30分 3,000円/60分	150円/30分 300円/60分

○私立

No.	施設名	認定	定員							0歳受入	開所日/時間	延長保育		
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計			時間	利用料	
													月単位	時単位
2.	つばみ保育園 嘉数 469-5 ☎850-3773	2・3号	9	12	18	20	16	15	90	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:00～16:00	～19:00	3,000円/月～金 4,000円/月～土	200円/30分未満 300円/30分以上
3.	あゆみ保育園 宜保 253 ☎850-3043	2・3号	18	28	28	28	28	20	150	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:30～16:30	～19:00 (月～金のみ)	3,000円	200円/30分未満 300円/30分以上
4.	大地保育園 豊見城 197-69 ☎856-0088	2・3号	15	18	24	27	27	29	140	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:00～16:00	～19:00	3,000円/月～金 4,000円/月～土	200円/30分未満 300円/30分以上
5.	もみじ保育園 平良 215 ☎850-7050	2・3号	12	18	24	25	25	21	125	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:30～16:30	～19:00 (月～金のみ)	3,000円	200円/30分未満 300円/30分以上
6.	むつみ保育園 上田 449-5 ☎850-1792	2・3号	19	22	23	33	33	10	140	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:00～16:00	～19:00 (月～金のみ)	3,000円	200円/30分未満 300円/30分以上
7.	こがねの子保育園 上田 23-3-1 ☎856-5102	3号	8	10	10	-	-	-	28	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:00～16:00	～19:00 (月～金のみ)	3,000円	200円/30分未満 300円/30分以上
8.	聖マルコ保育園 根差部 374-14 ☎850-4299	2・3号	6	12	12	17	17	16	80	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:00～16:00	～19:00 (月～金のみ)	3,000円	200円/30分未満 300円/30分以上
9.	大輝保育園 根差部 288-1 ☎850-7445	2・3号	-	-	18	18	20	24	80	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:00～16:00	～19:00 (月～金のみ)	3,000円	200円/30分未満 300円/30分以上
10.	大輝保育園《分園》 根差部 264-3 ☎851-2660	3号	12	18	-	-	-	-	30	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:00～16:00	～19:00 (月～金のみ)	3,000円	200円/30分未満 300円/30分以上
11.	豊崎保育園 豊崎 1-389 ☎856-6432	2・3号	-	-	35	35	34	-	104	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:30～16:30	～19:00	3,000円	200円/30分未満 300円/30分以上
12.	豊崎保育園《分園》 豊崎 1-396 ☎856-6432	2号	-	-	-	-	-	29	29	-	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:30～16:30	～19:00	3,000円	200円/30分未満 300円/30分以上
13.	にじのほし保育園 豊崎 1-1260 ☎856-6432	3号	15	30	-	-	-	-	45	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:30～16:30	～19:00	3,000円	200円/30分未満 300円/30分以上
14.	みそら保育園 饒波 1015-2 ☎850-3900	2・3号	12	12	23	24	24	15	110	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:00～16:00	～19:00 (月～金のみ)	3,000円	200円/30分未満 300円/30分以上

15.	めぐみの森保育園 🏠与根 520-4 ☎856-9360	2・3号	12	18	18	20	22	-	90	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:00～16:00 08:30～16:30	～19:00 (月～金のみ)	3,000円 〔きょうだい児 1,500円〕	300円
16.	きゃんぱす豊見城保育園 🏠金良 58 ☎851-7535	2・3号	11	17	17	17	9	9	80	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:00～16:00	～19:00 (月～金のみ)	3,000円	300円
17.	とみしろほいくえん 🏠高安 66 ☎850-6767	2・3号	12	15	24	19	19	11	100	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:00～16:00	～19:00 (月～金のみ)	3,000円	200円/30分未満 300円/30分以上
18.	みや保育園 🏠上田 439 ☎840-6011	2・3号	6	18	18	18	18	12	90	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:00～16:00	～19:00 (月～金のみ)	3,000円	200円/30分未満 300円/30分以上



認定こども園

○公立（1号・2号ともに保育こども園課へ申込みしてください）

No.	施設名	認定	定員							0歳 受入	開所日/時間	預かり保育(1号)/延長保育(2号)		
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計			時間(※1)	利用料	
													月単位	時単位
19.	上田こども園 🏠宜保 1-1-4 ☎850-7876	1号	-	-	-	10	20	35	65	-	(月～金) 08:15～14:00	①07:30～08:15 ②14:00～18:30 ③07:30～18:30	-	① 300円/1日 ② 500円/1日 ③ 1,300円/1日
		2号	-	-	-	30	40	85	155	-	(月～土) 標準 07:30～18:30 短 08:15～16:15	～19:00 (月～金のみ)	2,000円 (標準のみ)	200円/30分

(※1) 預かり保育(1号)の時間については①②は月～金、③は土・長期休日(夏休み等)に対応。

○公私連携・私立（1号は希望施設、2号は保育こども園課へ申込みしてください）

No.	施設名	認定	定員							0歳 受入	開所日/時間	預かり保育(1号)/延長保育(2号)		
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計			時間(※1)	利用料	
													月単位	時単位
20.	長嶺こども園 🏠饒波 1018-3 ☎851-3254	1号	-	-	-	5	5	5	15	-	(月～金) 08:30～14:00	①07:30～08:30 ②14:00～18:30 ③08:30～18:30	-	① 200円/30分 ② 450円/1日 ③ 450円/1日
		2号	-	-	-	15	21	21	57	-	(月～土) 標準 07:30～18:30 短 08:00～16:00	～19:00 (月～金のみ)	2,000円	200円/30分
21.	座安こども園 🏠座安 55-2 ☎987-0107	1号	-	-	-	6	7	12	25	-	(月～金) 08:00～13:30	①07:30～08:00 ②13:30～18:30 ③08:00～18:30	-	① 200円/30分 ② 450円/1日 ③ 450円/1日
		2号	-	-	-	14	18	36	68	-	(月～土) 標準 07:30～18:30 短 08:00～16:00	～19:00 (月～金のみ)	2,000円	200円/30分
22.	豊見城こども園 🏠高嶺 446-96 ☎851-5527	1号	-	-	-	8	8	9	25	-	(月～金) 08:15～13:45	①07:45～08:15 ②13:45～18:15 ③08:15～18:15	-	① 200円/30分 ② 450円/1日 ③ 450円/1日
		2号	-	-	-	12	22	51	85	-	(月～土) 標準 07:30～18:30 短 08:00～16:00	～19:00 (月～金のみ)	2,000円	200円/30分
23.	伊良波こども園 🏠伊良波 383 ☎850-5005	1号	-	-	-	5	5	5	15	-	(月～金) 08:30～14:00	①07:30～08:30 ②14:00～18:30 ③08:30～18:30	-	① 200円/1日 ② 500円/1日 ③ 1,300円/1日
		2号	-	-	-	5	17	35	57	-	(月～土) 標準 07:30～18:30 短 08:00～16:00	～19:00 (月～金のみ)	2,000円	200円/30分
24.	とよみこども園 🏠根差部 579-1 ☎851-7391	1号	-	-	-	6	7	12	25	-	(月～金) 08:30～14:00	①07:30～08:30 ②14:00～18:30 ③08:30～18:30	-	① 200円/1日 ② 500円/1日 ③ 1,300円/1日
		2号	-	-	-	14	17	36	67	-	(月～土) 標準 07:30～18:30 短 08:00～16:00	～19:00 (月～金のみ)	2,000円	200円/30分

(※1) 預かり保育(1号)の時間については①②は月～金、③は土・長期休日(夏休み等)に対応。

No.	施設名	認定	定員							0歳受入	開所日/時間	預かり保育(1号)/延長保育(2・3号)		
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計			時間(※1)	利用料	
													月単位	時単位
25.	豊崎こども園 ☎豊崎 1-1190 ☎851-3887.	1号	-	-	-	10.	10.	15.	35	-	(月～金) 08:30～14:00	①07:30～08:30 ②14:00～18:30 ③08:30～18:30	-	① 200円/30分 ② 450円/1日 ③ 450円/1日
		2号	-	-	-	20.	20.	45.	85	-	(月～土) 標準 07:30～18:30 短 08:00～16:00	～19:00 (月～金のみ)	2,000円	200円/30分
26.	ゆたかこども園 ☎豊見城 601-2. ☎850-2700.	1号	-	-	-	10.	15.	20.	45	-	(月～金) 08:00～13:30	①07:30～08:00 ②13:30～18:00 ③08:00～18:00	-	① 200円/30分 ② 500円/1日 ③ 1,300円/1日
		2号	-	-	-	30.	40.	40.	110	-	(月～土) 標準 07:30～18:30 短 08:00～16:00	～19:00 (月～金のみ)	2,000円	200円/30分
27.	おなが認定こども園 ☎翁長 647-6. ☎850-1498.	1号	-	-	-	5	5	5	15	-	(月～金) 09:00～14:00	①07:00～09:00 ②14:00～18:00	7,000円	450円/1日
		2・3号	11.	20.	24.	25.	25.	25.	130.	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:00～16:00	～20:00 (月～金のみ)	3,000円	300円
28.	ゆたか認定こども園 ☎高嶺 589. ☎850-5992.	1号	-	-	-	8	8	9	25	-	(月～金) 09:00～14:00	①07:00～09:00 ②14:00～18:00	9,000円	-
		2・3号	-	-	50.	52.	52.	26.	180	-	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 09:00～17:00	～19:00 (月～金のみ)	3,000円	200円/30分 400円/60分
29.	ゆたか認定こども園 《分園》 ☎高嶺 395-106. ☎850-5976.	1号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3号	20.	40	-	-	-	-	60.	3ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 09:00～17:00	～19:00 (月～金のみ)	3,000円	200円/30分 400円/60分
30.	認定こども園 とよみ保育園 ☎真玉橋 238-1. ☎850-1122.	1号	-	-	-	5	5	5	15	-	(月～金) 08:00～13:30	①07:30～08:00 ②13:30～18:00 ③08:00～18:00	-	① 200円/30分 ② 500円/1日 ③ 1,300円/1日
		2・3号	21.	24.	24.	30.	30.	30.	159.	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 09:00～17:00	～19:00 (月～金のみ)	3,000円	200円/30分未満 300円/30分以上
31.	認定こども園 レキオスキッズガーデン ☎豊見城 696-1. ☎987-1102.	1号	-	-	-	5	5	5	15	-	(月～金) 08:00～13:30	①07:30～08:00 ②13:30～18:00 ③08:00～18:00	-	① 200円/30分 ② 500円/1日 ③ 1,300円/1日
		2・3号	6.	10.	11.	11.	11.	11.	60.	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 09:00～17:00	～19:00 (月～金のみ)	3,000円	200円/30分未満 300円/30分以上
32.	ドレミ認定こども園 ☎名嘉地 333-2. ☎856-1822.	1号	-	-	-	5	5	5	15	-	(月～金) 08:30～13:30	①07:00～08:30 ②13:30～18:00	4,000円	-
		2・3号	15	-	30.	40.	40.	35.	160.	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:00～16:00	～19:00 (月～金のみ)	3,000円	200円/30分 300円/60分
33.	ドレミ認定こども園 《分園》 ☎名嘉地 345-1. ☎856-1823.	1号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3号	-	30	-	-	-	-	30	-	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:00～16:00	～18:30 (月～金のみ)	2,000円	200円/30分 300円/60分
34.	へいわだい認定こども園 ☎宜保 3-4-6. ☎856-3588.	1号	-	-	-	5	5	5	15	-	(月～金) 08:30～13:30	①07:00～08:30 ②13:30～18:00 ③07:00～18:00	-	450円/1日
		2・3号	9	18.	18.	19.	20.	16.	100.	6ヵ月	(月～土) 標準 07:00～18:00 短 08:30～16:30	～19:00 (月～金のみ)	3,000円	200円/30分 300円/60分

(※1) 預かり保育(1号)の時間については①②は月～金、③は土又は長期休日(夏休み等)に対応。



地域型保育事業所

○小規模保育

少人数（定員 6～19 人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育をおこないます。

区分	施設名	認定	定員				0歳受入	開所日/時間 (※2)	延長保育			連携施設 (※3)
			0歳	1歳	2歳	計			時間	利用料		
										月単位	時単位	
小規模	なごみ保育園 ☎宜保 1-3-7. ☎856-5100.	3号	6	6	7	19	6ヵ月	(月～土). 標準 07:00～18:00. 短 08:00～16:00.	～18:30. (月～金のみ).	1,500円/30分.	150円/30分.	3、4、6、21、24、26、31
	ひなた保育園 ☎宜保 282-12 1F. ☎996-2127.	3号	6	6	7	19	6ヵ月	(月～土). 標準 07:00～18:00. 短 08:00～16:00.	～18:30. (月～金のみ).	1,500円/30分.	150円/30分.	3、6、21、23、24、26、31
	ほわいと保育園・豊崎 ☎豊崎 1-41. ☎851-7661.	3号	6	6	7	19	6ヵ月	(月～土). 標準 07:00～18:00. 短 08:00～17:00.	～19:00.	3,000円.	300円.	11、21、22、24、25
	ここいろ保育園 ☎豊見城 617-1. ☎856-0810.	3号	6	6	7	19	6ヵ月	(月～土). 標準 07:00～18:00. 短 08:00～18:00.	～19:00.	1,500円/30分. 3,000円/60分.	150円/30分. 300円/60分.	3、4、5、26、31
	あおいそら保育園 ☎我那覇 545-1. ☎856-8600.	3号	6	6	6	18	6ヵ月	(月～土). 標準 07:00～18:00. 短 08:00～16:00.	～19:00. (月～金のみ).	—	300円.	6、24、26、31、32
	ファミリーキッズ保育園 ☎渡橋名 159. ☎856-2223.	3号	6	6	6	18	6ヵ月	(月～土). 標準 07:30～18:30. 短 07:30～15:30.	～19:00. (月～金のみ).	—	150円/30分. 300円/60分.	2、3、21、22、23、26、31
	みつばち保育園 ☎豊崎 1-456. ☎851-0328.	3号	6	6	6	18	3ヵ月	(月～土). 標準 07:00～18:00. 短 08:00～16:30.	～19:00. (月～金のみ).	3,000円.	300円.	11、15、23、25、32

(※2) 塗りつぶしで表示された時間は、その時間内で8時間の利用が可能。施設と要調整。

(※3) 前頁までに掲載されている各施設のNoを表示。例：連携施設欄に「3」⇒「あゆみ保育園」が連携施設。

○事業所内保育

事業所の保育施設などで、従業員の子ども（従業員枠）と豊見城市の子ども（地域枠）を一緒に保育します。

区分	施設名	認定	定員(※4)				0歳受入	開所日/時間 (※2)	延長保育			連携施設 (※3)
			0歳	1歳	2歳	計			時間	利用料		
										月単位	時単位	
事業所内	さくらの子 ☎高嶺 111. ☎080-6495-7166.	3号	2 (3).	2 (4).	2 (6).	6 (13).	6ヵ月	(月～土). 標準 07:00～18:00. 短 08:00～17:00.	～19:00. (月～金のみ).	3,000円. (短 2,000円).	300円. (短 200円).	3、4、5、11、15、22、24、25、26
	さくらの子 2号館 ☎平良 147-1. ☎098-996-2531.	3号	2 (4).	2 (4).	2 (5).	6 (13).	6ヵ月	(月～土). 標準 07:15～18:15. 短 08:00～16:00.	～19:15. (月～金のみ).	3,000円.	300円. (短 200円).	5、21、22、24、26
	ゆたかベビーガーデン ☎高嶺 446-94. ☎851-5544.	3号	2 (1).	7 (1).	7 (1).	16 (3).	3ヵ月	(月～土). 標準 07:00～18:00. 短 09:00～17:00.	～19:00. (月～金のみ).	3,000円.	200円/30分. 400円/60分.	22、28
	もりのこ保育園 ☎翁長 851-4. ☎851-3412.	3号	5 (1).	5 (1).	5 (1).	15 (3).	6ヵ月	(月～土). 標準 07:00～18:00. 短 08:00～16:00.	～19:00. (月～金のみ).	3,000円.	300円.	21、27
	とよみキッズガーデン ANNEX ☎真玉橋 238. ☎850-1122.	3号	1 (2).	5 (3).	5 (3).	11 (8).	6ヵ月	(月～土). 標準 07:00～18:00. 短 09:00～17:00.	～19:00. (月～金のみ).	3,000円.	200円/30分未満 300円/30分以上	26、30、31
	つばみ事業所内保育園 ☎真玉橋 387-1. ☎850-3690.	3号	5 (1).	5 (1).	5 (2).	15 (4).	6ヵ月	(月～土). 標準 07:00～18:00. 短 08:00～16:00.	～19:00.	3,000円/月～金 4,000円/月～土	200円/30分未満 300円/30分以上	2、20
	ふたば保育園 ☎豊崎 1-1148 ☎851-8796.	3号	4 (4).	4 (4).	7 (4).	15 (12).	6ヵ月	(月～土). 標準 07:30～18:30. 短 08:30～17:30.	～19:00. (月～金のみ).	3,500円.	200円/30分. 300円/60分.	11、21、22、24、25

(※2) 塗りつぶしで表示された時間は、その時間内で8時間の利用が可能。

(※3) 前頁までに掲載されている各施設のNoで表示。例：連携施設欄に「3」⇒「あゆみ保育園」が連携施設。

(※4) 下段（ ）内は従業員枠の定員数。従業員枠は各事業所が利用者を選定。



その他保育施設

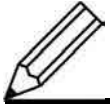
○私立幼稚園（入園申込み等については、施設へ直接お問い合わせください。）

施設名	認定	定員							0歳受入	開所日/時間	預かり保育(1号)		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計			時間	利用料	
												月単位	時単位
聖マタイ幼稚園 ☎豊見城 977-1 ☎850-3837	1号	-	-	-	45 (※5)	40	40	125	-	(水) 08:00-12:00 (月火木金) 08:00-14:00	(水) 12:00-18:00 (月火木金) 14:00-18:00	-	①20分 300円 ②日額 800円 ③日額 1,300円 ※長期休日

(※5)3歳の欄は満3歳児も含む。

○認可外保育施設（入園申込み等については、希望する施設へ直接お問い合わせください。）

施設名	対象年齢	開所日/時間	休園日
iac インターナショナルキッズアカデミー ☎豊見城 566-8 2F ☎852-2669	2歳児～5歳児	平日 8:45～16:00 (延長 7:50～8:45 / 16:00～18:30)	土曜・日曜・祝日
我那覇のびのび保育園 ☎我那覇 110-9 ☎850-5585	6ヵ月～5歳児	平日 8:00～18:00 (延長 7:00～8:00 / 18:00～19:00)	土曜・日曜・祝日
しばみつ保育園 ☎我那覇 199 ☎850-1178	1歳児～4歳児	平日 7:30～18:30 (延長 18:30～19:00)	土曜・日曜・祝日
スマイル保育園 ☎真玉橋 135 2F ☎856-8555	6ヵ月～4歳児	平日 7:30～18:00	土曜・日曜・祝日
保育園ちびっこはうす ☎高嶺 83-3 ☎850-6801	1歳児～5歳児	平日 7:30～18:00	土曜・日曜・祝日
にじの丘保育園 ☎上田 531-4 ☎856-5687	2ヵ月～5歳児	平日 7:00～19:00 土曜・祝日 7:00～18:00	日曜
みのり保育園 ☎直保 267 ☎850-8822	6ヵ月～5歳児	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～18:00 (第四土曜日 7:30～13:00)	日曜・祝日
みやびか保育園 ☎長堂 160-32 ☎856-6806	6ヵ月～4歳児	平日 7:00～18:00 (延長 18:00～19:00)	土曜・日曜・祝日
金良保育園 ☎金良 309-1 ☎856-0797	3ヵ月～5歳児	平日・土曜 7:00～19:00 (延長 19:00～19:30) 祝日 8:00～17:00	日曜
すたあキッズトヨプラ保育園 (企業主導型保育施設) ☎豊崎 3-59 TOYOSAKI プラットフォームセンター ☎856-8256	6ヵ月～5歳児	平日・土曜・日曜・祝日 7:00～19:00 (延長 19:00～20:00)	なし
豊見城の星保育園 (企業主導型保育施設) ☎豊崎 1-445 ☎840-5678	3ヵ月～2歳児	平日・土曜 7:00～18:00 (延長 18:00～19:00)	日曜・祝日



MEMO

【申込みに関すること】

Q. 郵送での申込みはできますか

A. 離島及び県外からの利用申込みのみ郵送（簡易書留）でも受け付けます。 ※申込受付期限内での消印有効

Q. 市外に住所がありますが、豊見城市内の保育所等へ申込みできますか

A. 市外にお住いの方でも豊見城市内の保育所等への利用申込みは可能です。お住いの市町村の保育担当窓口での申込手続きとなります。転入予定の方は、直接豊見城市保育こども園課へお申込みください。

Q. 申込み後、結果はいつ頃分かりますか

A. 4月入所の申込みされた方は、1月下旬に封書で内定通知又は保留通知をお送りします。なお、5月以降の入所については、入所希望の前月中旬頃に内定者へ電話連絡を行います。

Q. 内定を辞退した場合、今後の入所選考に影響はありますか

A. 次回以降の利用調整において減点となります。

Q. 希望園や勤務時間の変更を申請したいのですが

A. 4月入所申込の場合は受付期間内のみ変更申請できます。5月以降の入所申込については、各月の受付締切日に合わせて変更申請を受け付けます。（例：4/7 変更申請⇒6月入所の利用調整から反映）

Q. これから出産予定ですが、いつから申込みできますか

A. 出生届を提出した後から入所申込みできます。ただし、利用希望期間は入所決定月初日の月齢が施設が定める受入可能月齢に達する月からとなります。

Q. 同居の祖父母、きょうだい等がありますが、就労証明書等の提出は必要ですか

A. 19歳以上65歳未満（R5.4.1時点）の同居人がいる場合は、その方が保育できないことを証明する書類の提出が必要です。提出できない場合は利用調整において減点となります。

Q. 同一住所に生計は全く別の祖父母等がありますが、就労証明書等の提出は必要ですか

A. 別生計であることが分かる書類（光熱費の領収書3ヵ月分等）を提出してください。確認できた場合は、保育できないことを証明する書類の提出は不要です。

Q. 求職中でも申込みはできますか

A. 入所申込みできますが、入所期間は3ヵ月間となります。入所後、3ヵ月以内に保育を必要とする書類の提出がない場合は退所となります。（例：4月入所の場合、6月末で退所）

Q. 就労（採用予定）でも入所申込できますか

A. 就労証明書は採用予定でも受付けています。提出された証明に基づき利用調整を行います。
※採用時に就労時間が減少している場合は、入所取り消しの対象となります。

Q. 転園はできますか

A. 申込みはできますが、希望できる施設は1つになります。

Q. 入所保留中に認可外保育施設の利用を予定しています。無償化の手続きは必要ですか

A. 認可保育園、認定こども園(保育部分)の申込みをし、既に「保育の必要性」の認定を受け、入所保留となっている方については、無償化の認定を受けた者とみなすため、新たな認定申請手続きは必要ありません。（0～2歳児については、非課税世帯のみが無償化の対象です。）

【保育所等の利用に関すること】

Q. 育児休業中ですが、入所後はいつまでに復職する必要がありますか

A. 入所月の翌月20日までに復職が必要です。4月入所の場合は、5月20日までに復職する必要があります。ただし復職ができない特別な理由がある場合は、復職できない証明書等の提出により復職日を変更できる場合があります。※復職期限までにお問い合わせください。

Q. 慣らし保育の期間はどの程度ですか

A. 慣らし保育は入所後おおよそ2週間程度を目安としていますが、お子様の年齢や状況により前後する場合があります。詳細については、各施設へ直接お問い合わせください。

Q. 保育時間を変更する場合は、どのような手続きになりますか（例：短時間から標準時間等）

A. 変更を希望する場合は就労証明書等の書類を提出してください。提出後、事由確認ができた後から変更となります。※提出が遅れた場合、変更以前に延長利用した分の延長利用料の返還はありません。

Q. 長期間お休みしたいのですが

A. 3ヵ月以上の期間全く通所しないと分かった時点で退所となります。また月のほとんどを休んだ場合であっても保育料は全額発生します。

Q. 市外へ転出しても、そのまま保育所等を利用できますか（1号認定を除く）

A. 転出した場合は退所となります。ただし、転出日の属する月末までは利用することができます。

※月初日に転出した場合は、その前月末日までの利用となります。

※1号認定については、利用継続可能か施設に確認をお願いします。利用継続可能となった場合は、転出先の市町村で手続きが必要になります。

Q. 退所したい場合はどうすればいいですか

A. 退所届の提出が必要です。退所希望月の前月15日までに保育こども園課まで提出してください。

【保育料に関すること】

Q. 保育料算定のために必要な提出書類はありますか

A. 令和4年（または令和5年）1月1日時点で豊見城市に住所を有していない保護者については、申込書に個人番号（マイナンバー）の記入、もしくは所得課税証明書（全項目が記載されたもの）の提出が必要となります。なお、豊見城市に住所を有しているが未申告の保護者については申告をしていただく必要があります。

Q. 年度途中で3歳になったら、保育料は無償化になりますか

A. 4月1日時点の年齢を基準とするため、年度途中で無償化への変更はありません。

Q. 施設によって保育料や給食費等は違いますか

A. 保育料に違いはありませんが、保育料以外の給食費等は各施設で定めておりますので、詳細については各施設にお問い合わせください。

Q. 欠席をした場合も保育料はかかりますか

A. 利用後は退所しない限り通所の有無にかかわらず、原則保育料は全額納付していただきます。

Q. 慣らし保育期間中の保育料の減免はありますか

A. 慣らし保育期間中においても、保育料は全額納付していただきます。

Q. 無償化の対象児ですが、何が無償化になりますか

A. 本制度における「無償化」とは、給食費等の費用を除いた利用料、認定こども園(教育部分)の預かり保育の利用料(上限設定あり)などがあります。

【認定こども園に関すること】

Q. 小学校区内の認定こども園を申込みする予定ですが、必ず入園できますか

A. クラス年齢ごとに定員を設定しているため、申込状況によっては入園できない場合があります。

Q. 校区外のこども園に通う5歳児が卒園した場合、隣接またはその校区の小学校へ入学できますか

A. こども園は居住地に関わらず利用することができますが、小学校は居住地によって通える学校が決まっています。詳しくは学校教育課にてご確認ください。



Q. 就労しており、1号認定で入園しました。夏休みの期間だけ2号認定として利用することはできますか

A. 2号として利用するためには、2号の認定を受け利用調整を経て入所内定する必要があります。2号として利用を希望する入所希望月の申込締切日までに申込書類を提出して下さい。（P4参照）

Q. 2号認定で入園していましたが退職したため、1号認定に切り替えて利用できますか

A. 支給認定の変更は可能です。ただし、定員の範囲内での調整となります。

- 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書
- 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書（記入例）
- 重要事項確認書（表面）
- 必要書類チェックシート（裏面）
- 就労証明書
- 就労証明書（記入例）

その他様式については、保育こども園課窓口にて受け取りまたは、
豊見城市ホームページ(URL  または QR コード )よりダウンロードしてください。

<https://www.city.tomigusuku.lg.jp>

トップページ > くらし・子育て > 子ども・子育て > 保育園・認定こども園



↑ 様式等はこちら



令和5年度 教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書

☐兄弟姉妹申込み有り

令和 年 月 日

豊見城市長 殿

保護者氏名

次のとおり、施設型給付費・地域型給付費等に係る認定申請と施設利用申込を行います。

1 申込 児童	氏名	性別	生年月日		住所 / 連絡先	
	ふりがな	男 女	H・R	年 月 日	住所 連絡先 父 - - 母 - -	
	現在の保育状況			健康状況		
	<input type="checkbox"/> 保育園・こども園を利用 (施設名:) <input type="checkbox"/> 認可外保育施設を利用 (施設名:) <input type="checkbox"/> 保護者が自宅で保育 <input type="checkbox"/> 保護者が自宅外(勤務先等)で保育 <input type="checkbox"/> 祖父母等の親族が保育 <input type="checkbox"/> 親族以外が保育 <input type="checkbox"/> その他(施設名:)			①病気や発達で気になる点を記入してください。 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容:) ②心身障がい <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(身障/療育/特児/通所受給証明) ③障がい児保育(発達支援含む)の希望 <input type="checkbox"/> 希望しない(※) <input type="checkbox"/> 希望する ※③「希望しない」の場合でも、②に該当のある児童は障害児保育審査会にて審査を受けていただく必要があります。		
2 世帯 員の 状況 (申込 児童 以外)	氏名	続柄	生年月日	居住 状況	勤務先又は 学校名	保育を必要とする事由
		父	S・H 年 月 日	同・別		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾・障 <input type="checkbox"/> 介・看 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他()
		母	S・H 年 月 日	同・別		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊・出 <input type="checkbox"/> 疾・障 <input type="checkbox"/> 介・看 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他()
			T・S H・R 年 月 日	同・別		世帯状況
			T・S H・R 年 月 日	同・別		<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親世帯(離別・死別・未婚・離婚調停中)
			T・S H・R 年 月 日	同・別		<input type="checkbox"/> 児童扶養手当(受給中・申請中) <input type="checkbox"/> 単身赴任世帯(別住者: 父・母)
			T・S H・R 年 月 日	同・別		<input type="checkbox"/> 同一世帯に障がい者のいる世帯 (該当者の氏名:) (<input type="checkbox"/> 身障手帳 級、 <input type="checkbox"/> 療育手帳 級) (<input type="checkbox"/> 精神手帳 級、 <input type="checkbox"/> 特児手当)
3 利用 希望	期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (令和5年4月1日~令和6年3月31日までの期間)				
	保育施設 (2・3号)	第1希望		第2希望		第3希望
		第4希望		第5希望		
同時にきょうだい児 2人以上の申込みの 場合	<input type="checkbox"/> 同時同園…同時に同じ園に入れる場合のみ利用希望する <input type="checkbox"/> 同時別園…同時であれば、別々の園でも利用希望する ⇒ <input type="checkbox"/> 同園優先 <input type="checkbox"/> 希望順位優先 <input type="checkbox"/> 別 時…ひとりでも入園できれば利用希望する					
4. 認証保育利用	<input type="checkbox"/> 希望する施設に入所できない場合は、認証保育施設の利用案内を希望する。(案内冊子P20参照)					
5. 育休延長可否	<input type="checkbox"/> 希望する施設に入所できない場合は、育休延長も許容できる。					

※「2.世帯員の状況(申込児童以外)」は、保護者及び児童と同居している方全員を記入してください。

※希望のない保育施設は利用調整を行いません。

《 市記入欄 》

受付印	チェック①	チェック②	※該当する場合チェック		基本	調整	合計	保育必要量
			<input type="checkbox"/> 広域入所申込み <input type="checkbox"/> 認定申請のみ(企主型等) <input type="checkbox"/> その他()		父	在児		<input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短時間
	(不備書類等)				母	+		
					優先 順位	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 生保 <input type="checkbox"/> ひ親 <input type="checkbox"/> 在障 <input type="checkbox"/> 未就学(名) <input type="checkbox"/> 就学(名) <input type="checkbox"/> 復帰 <input type="checkbox"/> 妊出(月~ 月)		

6、世帯状況申立書（任意）

.....

.....

.....

7、個人番号（マイナンバー）記入欄

令和4年（または令和5年）1月1日時点で市外に住所がある方（父母及び同居の祖父母）は、個人番号（マイナンバー）を記入してください。世帯状況により祖父母の個人番号が必要となる場合があります。

氏名	続柄	個人番号（マイナンバー）			
	父				
	母				

※個人番号（マイナンバー）は、保育料の算定や利用調整事務に使用するものですので正確に記入してください。

※個人番号（マイナンバー）の記入が困難な場合は、令和4年度（令和5年度）市町村民税所得課税証明書の提出が必要です。

同意書

1. 個人情報の利用目的

豊見城市長（以下、「市長」）は、申請児童、保護者又は扶養義務者の個人情報を申請児童に係る支給認定証交付、利用調整事務、保育料の決定・徴収事務のために利用する。なお、収集した個人情報については厳正に管理を行い、この目的以外には利用しないこととする。

※子ども・子育て支援法（参考）

第16条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供をもとめ、又は銀行、信託会社その他の期間若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2. 個人情報の収集方法

- (1) 児童、保護者又は扶養義務者の世帯状況に関して住民基本台帳の閲覧・複写
- (2) 保護者又は扶養義務者の課税状況に関して住民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写
- (3) 保護者又は扶養義務者の雇い主、その他関係人への聴取、資料提供依頼
- (4) 保護者又は扶養義務者の世帯状況・課税状況に関して他市町村に対し必要な書類の提供依頼

3. 個人情報の第三者提供

市長は次の場合に限り、児童及び保護者又は扶養義務者の個人情報を第三者に提供することができることとする。

- (1) 特に必要が認められる場合における、教育・保育施設へ以下の個人情報の提供

- ① 氏名、生年月日、連絡先などの施設利用申込書等及び添付資料に記載された個人情報に関すること
- ② 保育料に関すること

- (2) 児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合における当該公的機関への情報提供
- (3) 児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合
- (4) その他、市長が必要と認める場合

4. その他

(1) 申請内容や添付書類（就労証明書等）に虚偽がある場合は、支給認定の取り消し及び保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を子ども・子育て支援法第12条に基づき徴収します。

(2) 提供された個人番号（マイナンバー）について、支給認定に関する事務、保育の実施に関する事務及び保育料の決定・徴収事務等に利用することがあります。

上記のとおり、取り扱うことに同意します。

(※保護者及び申込児童と同居している祖父母、19歳以上の同居人全員の署名が必要です。)

氏 名 (続柄:)

氏 名 (続柄:)

氏 名 (続柄:)

氏 名 (続柄:)

記入例

☑兄弟姉妹申込み有り

教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書

令和 ○年 ○月 ○日

豊見城市長 殿

※署名または記名押印をお願いします。

保護者氏名 豊見城 太郎

次のとおり、施設型給付費・地域型給付費等に係る認定申請と施設利用申込を行います。

氏名	性別	生年月日	住所 / 連絡先			
ふりがな とみぐすく ななこ 豊見城 七子	男 女	H・R 1年 4月 7日 R5.4.1時点の年齢(1 歳)	住所 豊見城市宜保一丁目1番地1 連絡先 父 090-0000-1234 母 080-0000-5678			
現在の保育状況		健康状況				
<input type="checkbox"/> 保育園・こども園を利用 (施設名:) <input type="checkbox"/> 認可外保育施設を利用 (施設名:) <input checked="" type="checkbox"/> 保護者が自宅で保育 <input type="checkbox"/> 保護者が自宅外(勤務先等)で保育 <input type="checkbox"/> 祖父母等の親族が保育 <input type="checkbox"/> 親族以外が保育 <input type="checkbox"/> その他(施設名:)		①病気や発達で気になる点を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容:) ②心身障がい <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(身障/療育/特児/通所受給証明) ③障がい児保育(発達支援含む)の希望 <input checked="" type="checkbox"/> 希望しない(※) <input type="checkbox"/> 希望する ※③「希望しない」の場合でも、②に該当のある児童は障害児保育審査会にて審査を受けていただく必要があります。				
氏名	続柄	生年月日	居住状況	勤務先又は学校名	保育を必要とする事由	
豊見城 太郎	父	S H ○年○月○日	同 別	(株)△△	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾・障 <input type="checkbox"/> 介・看 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他()	
豊見城 華子	母	S H ○年○月○日	同 別	〇〇事務所	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊・出 <input type="checkbox"/> 疾・障 <input type="checkbox"/> 介・看 <input checked="" type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他()	
豊見城 三太	兄	T・S H R ○年○月○日	同 別	□□保育園	世帯状況	
豊見城 九美	妹	T・S H R ○年○月○日	同 別		<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親世帯(離別・死別・未婚・離婚調停中)	
豊見城 花	祖母	T・S H R ○年○月○日	同 別		<input type="checkbox"/> 児童扶養手当(受給中・申請中) <input checked="" type="checkbox"/> 単身赴任世帯(別住者: 父 母) <input checked="" type="checkbox"/> 同一世帯に障がい者のいる世帯 (該当者の氏名:) (<input type="checkbox"/> 身障手帳 級、 <input type="checkbox"/> 療育手帳 級) (<input checked="" type="checkbox"/> 精神手帳 3 級、 <input type="checkbox"/> 特児手当)	
		T・S H R 年 月 日	同 別			
		T・S H R 年 月 日	同 別			
期間	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月 31日 (令和5年4月1日~令和6年3月31日までの期間)					
保育施設 (2・3号)	第1希望	□□保育園	第2希望	〇〇認定こども園	第3希望	△△保育園
	第4希望		第5希望			
希望	同時にきょうだい 2人以上の申込み の場合 <input type="checkbox"/> 同時同園…同時に同じ園に入れる場合のみ利用希望する <input type="checkbox"/> 同時別園…同時であれば、別々の園でも利用希望する ⇒ <input type="checkbox"/> 同園優先 <input type="checkbox"/> 希望順位優先 <input checked="" type="checkbox"/> 別 時…ひとりでも入園できれば利用希望する					
4. 認証保育利用	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する施設に入所できない場合は、認証保育施設の利用案内を希望する。(案内冊子P20参照)					
5. 育休延長可否	<input type="checkbox"/> 希望する施設に入所できない場合は、育休延長も許容できる。					

※「2.世帯員の状況(申込児童以外)」は、保護者及び児童と同居している方全員を記入してください。

※希望のない保育施設は利用調整を行いません。

< 市記入欄 >

受付印	チェック①	チェック②	※該当する場合チェック		基本	調整	合計	保育必要量
			<input type="checkbox"/> 広域入所申込み <input type="checkbox"/> 認定申請のみ(企業型等) <input type="checkbox"/> その他()		父	在児		<input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短時間
			(不備書類等)		母	+		
					優先 順位	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 生保 <input type="checkbox"/> ひ親 <input type="checkbox"/> 在障 <input type="checkbox"/> 未就学(名) <input type="checkbox"/> 就学(名) <input type="checkbox"/> 復帰 <input type="checkbox"/> 妊出(月~ 月)		

6、世帯状況申立書（任意）

.....
.....
.....

7、個人番号（マイナンバー）記入欄

令和4年または令和5年1月1日時点で、市外に住所がある
父母及び同居の祖父母のみ記入してください。

令和4年（または令和5年）1月1日時点で市外に（マイナンバー）を記入してください。世帯状況により祖父母の個人番号

氏名	続柄	個人番号（マイナンバー）											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3
豊見城 太郎	父												
豊見城 華子	母												
豊見城 花	祖母												

※個人番号（マイナンバー）は、保育料の算定や利用調整事務に使用するものですので正確に記入してください。
※個人番号（マイナンバー）の記入が困難な場合は、令和4年度（令和5年度）市町村民税所得課税証明書の提出が必要です。

同意書

1. 個人情報の利用目的

豊見城市長（以下、「市長」）は、申請児童、保護者又は扶養義務者の個人情報を申請児童に係る支給認定証交付、利用調整事務、保育料の決定・徴収事務のために利用する。なお、収集した個人情報については厳正に管理を行い、この目的以外には利用しないこととする。

※子ども・子育て支援法（参考）

第16条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供をもとめ、又は銀行、信託会社その他の期間若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2. 個人情報の収集方法

- (1) 児童、保護者又は扶養義務者の世帯状況に関して住民基本台帳の閲覧・複写
- (2) 保護者又は扶養義務者の課税状況に関して住民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写
- (3) 保護者又は扶養義務者の雇い主、その他関係人への聴取、資料提供依頼
- (4) 保護者又は扶養義務者の世帯状況・課税状況に関して他市町村に対し必要な書類の提供依頼

3. 個人情報の第三者提供

市長は次の場合に限り、児童及び保護者又は扶養義務者の個人情報を第三者に提供することができることとする。

- (1) 特に必要が認められる場合における、教育・保育施設へ以下の個人情報の提供
 - ① 氏名、生年月日、連絡先などの施設利用申込書等及び添付資料に記載された個人情報に関すること
 - ② 保育料に関すること
 - (2) 児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合における当該公的機関への情報提供
 - (3) 児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合
 - (4) その他、市長が必要と認める場合

4. その他

(1) 申請内容や添付書類（就労証明書等）に虚偽がある場合は、支給認定の取り消し及び保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を子ども・子育て支援法第12条に基づき徴収します。

(2) 提供された個人番号（マイナンバー）について、支給認定に関する事務、保育の実施に関する事務及び保育料の決定・徴収事務等に利用することがあります。

上記のとおり、取り扱うことに同意します。

（※保護者及び申込児童と同居している祖父母、19歳以上の同居人全員の署名が必要です。）

※署名または記名押印をお願いします。

氏名 豊見城 太郎 (続柄: 父)

氏名 豊見城 華子 (続柄: 母)

氏名 豊見城 花 (続柄: 祖母)

氏名 (続柄:)

重要事項確認書

次の項目をよくお読みになり、署名または記名押印の上、申込書と一緒に提出をお願いします。

○利用申込み・利用調整について

1.	「認定こども園・保育園等利用申込みのご案内（2・3号認定用）」及びその他関係書類に関しては全てお読みになり、理解したものと対応します。
2.	保育所等は面積、保育士数、保育状況等により受入人数が決まります。退所等により空きがある場合のみ利用調整を行いますので、希望する月に必ず利用できるとは限りません。
3.	事前に利用を希望する施設の見学を行い、保育内容等をご理解した上でお申込みください。
4.	0歳児クラスの利用において、利用を希望する月の1日時点で受入月齢に達している必要があります。
5.	令和5年4月利用希望のうち転入予定で申込みされた場合、令和5年3月31日までに豊見城市に転入できない時は、施設利用の内定又は決定が取り消しとなります。
6.	保育料等に未納があり納付相談がない又は分納計画を履行しない場合は、次年度の保育所等利用が継続できない可能性があります。
7.	利用申込み後、世帯状況・勤務状況等に変更があった場合は速やかにご連絡ください。申込内容が事実と異なると判明した場合は、利用調整対象から外れたり、施設利用の内定又は決定を取り消すことがあります。
8.	保育を必要とする程度の高いものから順次利用調整するため、締切日までに提出された書類を基に保育を必要とする程度を判断します。締切日後に提出された書類は、次回の利用調整からの審査対象となります。
9.	施設利用の内定又は決定後であっても、利用施設での面談及び健康診断等の結果により、集団保育に適さないと判断された場合は、利用できないことがあります。

○施設利用について

1.	育児休業からの復職を事由に申し込んだ方は利用開始月の翌月20日までに復職する必要があります。復職が出来ない場合、退所となります。
2.	求職を事由に利用している場合の利用可能期間は3ヵ月です。期間内に就労証明書等の提出がない場合は退所となります。
3.	世帯状況や保育を必要とする事由が変わった場合は、その都度必要な書類を届け出てください。届け出がない場合、その事実が判明した時点で途中退所となることがあります。（勤務状況の変更、退職、求職等）
4.	特別な事情がなく1ヵ月以上保育所等を利用していない場合、保育を必要とする事由に該当しないとして、退所となります。
5.	市外に転出した場合や保育所等入所要件を満たさなくなった場合は、利用希望期間に関係なく退所となります。

○保育料について

1.	年度途中で世帯状況が変わり保育料が変更となる場合、その日の属する月の翌月から保育料の変更を行います。（生活保護受給、婚姻、離婚、同居、別居、障がい世帯への変更等）※世帯の状況が変わった場合はその都度ご連絡ください。
2.	所得の修正申告により、市町村民税額が変更された場合、変更した日の属する月の翌月から保育料が変更となります。ただし、市町村民税額が変更となっても、保育料が変わらない場合があります。
3.	祖父母等と同居している世帯の場合、祖父母等の市民税額を合算し保育料を決定することがあります。
4.	前年度または当該年度の1月1日時点で豊見城市に住所が無い保護者は、申込書に個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。マイナンバーの記入が困難な場合は所得課税証明書（全項目が記載されたもの）の提出が必要です。また、住所はあるが未申告の保護者については、税務課等で申告する必要があります。保育料算定時に課税情報が確認できない場合、保育料を最高額で決定します。
5.	納付期限を過ぎて保育料が未納となっている場合は児童手当より保育料を徴収する場合があります。
6.	3歳児クラス以上の利用料は無償化となりますが、別に給食費の負担があります。

○その他

1.	4月利用調整及び支給認定申請に関する審査に時間を要することから、4月利用の教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書に対する支給認定証は、利用調整の結果とともに1月下旬頃に交付します。
----	---

以上のことについて確認し、了承しました。

令和 年 月 日

保護者名

必要書類チェックシート

※必要書類が全て揃っているか確認し、チェック☑をしてください。



◇共通書類（全員）

（１）申込書類

No.	必要書類	備 考	保護者記入
1.	教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書	記入例を必ずご確認ください。	<input type="checkbox"/>
2.	重要事項確認書	全ての項目をご確認の上、提出してください。	<input type="checkbox"/>
3.	必要書類チェックシート	必要書類が全て揃っているかご確認ください。	<input type="checkbox"/>

（２）「保育を必要とする事由」を証明する書類

No.	状 況	必要書類	保護者記入	
			父	母
1.	雇用されている方（会社員、公務員、派遣等）	就労証明書 ※育児休業からの復帰を希望する場合は、復職日の記載が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自営業（協力者含む）	就労証明書 + ①～③のいずれかひとつ ①仕事内容が分かる資料（開業届、営業許可書 等） ②直近3ヵ月分の売上が分かる資料（給与明細、通帳の写し 等） ③最新の確定申告書の写し 等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2.	妊娠・出産	親子健康手帳の分娩予定日記載ページの写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3.	保護者の障がい	下記の①②いずれかひとつ ①身体・精神障害者手帳の写し、②療育手帳の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4.	保護者の疾病	診断書 （保護者・同居者用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5.	親族の介護・看護	介護・看護申立書 + ①～④のいずれかひとつ ① 診断書 （介護・看護用）、②療育手帳の写し ③身体・精神障害者手帳の写し。 ※等級次第では、診断書が必要 ④介護保険被保険者証の写し。 ※要支援又は要介護認定に限る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6.	災害復旧	罹災証明書等の被災を確認できる資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7.	求職活動	求職活動申立書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8.	就学	以下の①②すべて ①在学証明書または入学許可証等 ②授業日数及び時間が確認できるカリキュラム等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9.	19歳以上 65歳未満の同居人（祖父母、きょうだい等）がいる方	同居人の状況（No.1～8）を確認できる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

◇追加書類（該当する方のみ）

（３）世帯状況に応じて必要となる書類

No.	状 況	必要書類	保護者記入
1.	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書	<input type="checkbox"/>
2.	ひとり親世帯	下記の①～③のいずれかひとつ ①児童扶養手当受給者証書の写し ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本の写し及び 母子(父子)で生活していることの申立書	<input type="checkbox"/>
3.	ひとり親に準ずる世帯	離婚調停、裁判関係の証明となる書類 ※提出が無い場合、相手方の「保育の必要な証明」の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>
4.	在宅障がい者（児）のいる世帯	下記の①～③いずれかひとつ ①身体、精神障害者手帳の写し、②療育手帳の写し ③特別児童扶養手当証書の写し	<input type="checkbox"/>
5.	世帯全員が市外在住で転入予定の方	下記の①②すべて ①現住所の住民票謄本 ※世帯全員の名前・続柄入りのもの ② 転入に係る誓約書	<input type="checkbox"/>
6.	保護者の一方が市外在住の場合	市外在住者の住民票謄本	<input type="checkbox"/>
7.	令和4年（または令和5年）1月1日時点で豊見城市に住所が無い方	申込書 に個人番号（マイナンバー）を記入。 ※個人番号（マイナンバー）の記入が困難な場合、令和4年度（または令和5年度）市町村民税所得課税証明書（全項目が記載されたもの）を提出	<input type="checkbox"/>
8.	申込児童を認可外保育園等に入所させている方 ※育児休業、求職、就労（採用予定）を除く	認可外保育園等の 受託証明書 や保育料領収書 等 ※申込児童名と利用施設名の記載がされているもの	<input type="checkbox"/>
9.	保育士等として就労している方 ※新規申込に限る	保育士等子ども優先入所のための誓約書	<input type="checkbox"/>

就労証明書

豊見城市長

宛



証明日 西暦 年 月 日
事業所名
代表者名
所在地
電話番号
担当者名
記載者連絡先

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

Main form with 17 numbered sections: 1. 業種, 2. フリガナ 本人氏名, 3. 本人住所, 4. 雇用(予定)期間等, 5. 就労先事業所名, 6. 就労先住所等, 7. 就労先電話番号, 8. 雇用の形態, 9. 就労時間 (固定就労の場合), 10. 就労時間 (変則就労の場合), 11. 就労実績, 12. 産前・産後休業の取得, 13. 育児休業の取得, 14. 復職(予定)年月日, 15. 育児のための短時間勤務制度利用有無, 16. 保育士資格等, 17. 備考欄

(※事業者証明欄はここまで)

保護者記載欄

Table for guardian information with columns for child name, birth date, and facility usage status.

【証明者の方へ】

- ①この証明書は保育所等利用のために必要な添付書類です。記入漏れのないようお願いします。
- ②記入漏れや虚偽の証明、記載内容に事実と相違することが判明した場合には無効になります。
- ③書類提出後、電話・訪問等による就労確認がありますので、ご理解、ご協力をお願いします。
- ④ご不明な点がございましたら、豊見城市保育こども園課（TEL:098-850-5088）まで連絡ください。

記入例

就労証明書

豊見城市長 宛



《雇用されている方》

- ・勤務先の担当者が記入してください。
- ・本人が記入することは不正に当たり、発覚した場合この証明は無効になります。

《自営業・自営業専従者》

- ・本人が記入した上で、添付書類を提出すること

証明日 西暦 2022年 10月 20日

事業所名 株式会社 ○○

代表者名 沖繩 一太

所在地 豊見城市字○○ △△番地

電話番号 ○○○-○○○-○○○

担当者名 九州 加奈子

記載者連絡先 ○○○-○○○-○○○

この証明書を作成した日を記入する。

内容について照会する場合があるため、担当者名を必ず記入する

※、別法上の罪に関わる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input checked="" type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他 ()
2	フリガナ	トミグスク タロウ
3	本人氏名	豊見城 太郎
4	本人住所	豊見城市宜保一丁目1番地1
4	雇用(予定)期間等	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 平成○年○月○日～ 年 月 日 <small>(無期の場合は雇用開始日のみ)</small>
5	就労先事業所名	株式会社 ○○
6	就労先住所等	就労先住所(所在地) 豊見城市字○○ △△番地 通勤手段 <input type="checkbox"/> 電車・バス 自宅の最寄り() 就労先の最寄り() <input type="checkbox"/> 徒歩・自転車のみ <input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他 ()
7	就労先電話番号	○○○-○○○-○○○○
8	雇用の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他
9	就労時間(固定就労の場合)	雇用契約に基づく月の就労時間(休憩含む)を記入する <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 合計時間 月間 170 時間 0 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 30 分 ～ 17 時 00 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)
10	就労時間(変則就労の場合)	9or10 どちらか記入 合計時間 <input checked="" type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input checked="" type="checkbox"/> 週間 5 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 00 分 ～ 17 時 00 分 (うち休憩時間 分)
11	就労実績	※日数に有給休暇を含む、時間数に休憩・残業時間を含む 年月 R4 年 1 月 年月 R4 年 2 月 年月 22 日/月 187 時間/月 20 日/月 170 時間/月 21 日/月 178 時間/月
12	産前・産後休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 ※取得予定を含む
13	育児休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得済 ※取得予定を含む
14	復職(予定)年月日	職場復帰後、 (1)雇用契約上の勤務時間は変更せずに短時間勤務制度を利用する方は、「15 育児のための…」に記入する (2)雇用契約上の勤務時間を変更する予定の方は、「17 備考欄」に復帰後の勤務日数、勤務時間を記入する R5 年 5 月 9 日
15	育児のための短時間勤務制度利用有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※取得予定を含む 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)
16	保育士資格等	資格・免許取得状況 <input type="checkbox"/> 保育士資格 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭免許 保育士等としての勤務
17	備考欄	(1)継続更新有り (2)民生委員:山田太郎 証明日:R4年10月15日

雇用期間が「有期」の場合は、「17 備考」の欄に、契約更新の有無を記入する。

雇用契約に基づく月の就労時間(休憩含む)を記入する

シフト勤務等で就労日数や就労時間が変則的な場合は平均的な就労日数と勤務時間を記入する

- (1)雇用期間が「有期」の場合は、契約更新の有無を記入する。
- (2)自営業の方で添付書類を提出できない方は、民生委員に署名及び証明日を記入してもらうこと。

保護者記載欄

児童名	豊見城 三大	生年月日	HO 年 ○ 月 ○ 日	本人との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	<input checked="" type="checkbox"/> 利用中 (<input type="checkbox"/> 保育園) <input type="checkbox"/> 申込み中 ()				
児童名	豊見城 七子	生年月日	RO 年 ○ 月 ○ 日	本人との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 () <input checked="" type="checkbox"/> 申込み中 (<input type="checkbox"/> 保育園)				
児童名	豊見城 九美	生年月日	RO 年 ○ 月 ○ 日	本人との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 () <input checked="" type="checkbox"/> 申込み中 (<input type="checkbox"/> △△保育園)				

保護者にて、利用中及び申込み中の児童を記入する

(※事業者証明欄はここまで)

就労証明書

豊見城市長

宛



証明日 西暦 年 月 日
事業所名
代表者名
所在地
電話番号
担当者名
記載者連絡先

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

Main form with 17 numbered sections: 1. 業種, 2. フリガナ 本人氏名, 3. 本人住所, 4. 雇用(予定)期間等, 5. 就労先事業所名, 6. 就労先住所等, 7. 就労先電話番号, 8. 雇用の形態, 9. 就労時間 (固定就労の場合), 10. 就労時間 (変則就労の場合), 11. 就労実績, 12. 産前・産後休業の取得, 13. 育児休業の取得, 14. 復職(予定)年月日, 15. 育児のための短時間勤務制度利用有無, 16. 保育士資格等, 17. 備考欄

(※事業者証明欄はここまで)

保護者記載欄

Table for guardian information with columns for child name, birth date, and facility usage status.

【証明者の方へ】

- ①この証明書は保育所等利用のために必要な添付書類です。記入漏れのないようお願いします。
- ②記入漏れや虚偽の証明、記載内容に事実と相違することが判明した場合には無効になります。
- ③書類提出後、電話・訪問等による就労確認がありますので、ご理解、ご協力をお願いします。
- ④ご不明な点がございましたら、豊見城市保育こども園課（TEL:098-850-5088）まで連絡ください。

記入例

就労証明書

豊見城市長 宛



《雇用されている方》

- ・勤務先の担当者が記入してください。
- ・本人が記入することは不正に当たり、発覚した場合この証明は無効になります。

《自営業・自営業専従者》

- ・本人が記入した上で、添付書類を提出すること

証明日 西暦 2022年 10月 20日

事業所名 株式会社 ○○

代表者名 沖繩 一太

所在地 豊見城市字○○ △△番地

電話番号 ○○○-○○○-○○○

担当者名 九州 加奈子

記載者連絡先 ○○○-○○○-○○○

この証明書を作成した日を記入する。

内容について照会する場合がありますため、担当者名を必ず記入する

※、刑法上の罪に関わる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input checked="" type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他 ()
2	フリガナ	トミグスク タロウ
3	本人氏名	豊見城 太郎
4	本人住所	豊見城市宜保一丁目1番地1
4	雇用(予定)期間等	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 平成〇年〇月〇日～ 年 月 日 <small>(無期の場合は雇用開始日のみ)</small>
5	就労先事業所名	株式会社 ○○
6	就労先住所等	就労先住所(所在地) 豊見城市字○○ △△番地 通勤手段 <input type="checkbox"/> 電車・バス <input type="checkbox"/> 自宅の最寄り() 就労先の最寄り() <input type="checkbox"/> 徒歩・自転車のみ <input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他 ()
7	就労先電話番号	○○○-○○○-○○○○
8	雇用の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 在社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他
9	就労時間(固定就労の場合)	雇用契約に基づく月の就労時間(休憩含む)を記入する <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 合計時間 月間 170 時間 0 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 30 分 ～ 17 時 00 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)
10	就労時間(変則就労の場合)	9or10 どちらか記入 合計時間 <input checked="" type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input checked="" type="checkbox"/> 週間 5 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 00 分 ～ 17 時 00 分 (うち休憩時間 分)
11	就労実績	※日数に有給休暇を含む、時間数に休憩・就業時間を含む 年月 R4 年 1 月 年月 R4 年 2 月 年月 22 日/月 187 時間/月 20 日/月 170 時間/月 21 日/月 178 時間/月
12	産前・産後休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 ※取得予定を含む
13	育児休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定を含む 職場復帰後、 (1) 雇用契約上の勤務時間は変更せずに短時間勤務制度を利用する方は、「15 育児のための…」に記入する (2) 雇用契約上の勤務時間を変更する予定の方は、「17 備考欄」に復帰後の勤務日数、勤務時間を記入する
14	復職(予定)年月日	R5 年 5 月 9 日
15	育児のための短時間勤務制度利用有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※取得予定を含む
16	保育士資格等	<input type="checkbox"/> 資格・免許取得状況 <input type="checkbox"/> 保育士資格 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭免許 <input type="checkbox"/> 保育士等としての勤務
17	備考欄	(1)継続更新有り (2)民生委員:山田太郎 証明日:R4年10月15日

雇用期間が「有期」の場合は、「17 備考」の欄に、契約更新の有無を記入する。

雇用契約に基づく月の就労時間(休憩含む)を記入する

シフト勤務等で就労日数や就労時間が変則的な場合は平均的な就労日数と勤務時間を記入する

- (1) 雇用期間が「有期」の場合は、契約更新の有無を記入する。
- (2) 自営業の方で添付書類を提出できない方は、民生委員に署名及び証明日を記入してもらうこと。

保護者記載欄

児童名	豊見城 三大	生年月日	HO 年 〇 月 〇 日	本人との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	<input checked="" type="checkbox"/> 利用中 (<input type="checkbox"/> 保育園) <input type="checkbox"/> 申込み中 ()				
児童名	豊見城 七子	生年月日	RO 年 〇 月 〇 日	本人との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 () <input checked="" type="checkbox"/> 申込み中 (<input type="checkbox"/> 保育園)				
児童名	豊見城 九美	生年月日	RO 年 〇 月 〇 日	本人との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 () <input checked="" type="checkbox"/> 申込み中 (<input type="checkbox"/> △△保育園)				

保護者にて、利用中及び申込み中の児童を記入する

(※事業者証明欄はここまで)

* * * * * お問い合わせ先 * * * * *

〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

豊見城市役所 保育こども園課

TEL 098 - 850 - 5088

保育施設等に関する情報は豊見城市ホームページにて
ご確認ください。

<https://www.city.tomigusuku.lg.jp>

トップページ>くらし・子育て>子ども・子育て>保育園・認定こども園



↑施設情報等はこちら